
出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第2号)

令和元年6月4日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 加 藤 滋 議員
- (2) 白 内 恵美子 議員
- (3) 森 淑 子 議員
- (4) 秋 本 好 則 議員
- (5) 桜 場 政 行 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番森淑子さん、13番広沢真君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） おはようございます。2番加藤滋です。大綱2問質問いたします。

1、大規模災害に備える対策は。

もうすぐ梅雨の季節になります。平成29年の九州北部豪雨や30年の西日本豪雨は、いずれも6月から7月のこの季節に発生しました。過去に例のない記録的な豪雨により、河川水位の上昇に伴う越水や堤防決壊での氾濫が大規模災害の要因となったものです。気象庁では、大雨が予想される場合、大雨注意報・大雨警報を発表します。そして、警報の発表基準をはるかに超える台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

4月17日付河北新報の記事に「国土交通省は本年度、河川の様子をインターネットで配信する簡易型監視カメラの全国配置を始める。中小河川を中心に、洪水の危険性が高く近くに人家

や重要施設がある約3,700カ所に2年以内に設置する。また、大雨で水かさの増す映像や画像をスマートホンなどを通じてリアルタイムで伝える。昨夏の西日本豪雨などを受けた対策の一環で、住民の早期避難につなげるものである」とありました。

本町での水害対策は、鷺沼排水区雨水整備事業や局地冠水対策マニュアル対象地区内の雨水対策を実施しており、特に大雨時に冠水被害の発生する地域への排水ポンプや土のうステーションの設置等により対策が進められています。

東日本大震災を踏まえ、広域防災拠点整備が進められています。5月6日付河北新報によると、県は、仙台市宮城野区のJR貨物ターミナル駅敷地を用地買収し、集中・大プロジェクト型として整備する計画で、当初2020年度とした広域防災拠点の利用開始は2023年度以降にずれ込む見通しであり、県内7エリアを圏域防災拠点に定め、備蓄は主に市町村が担うとありました。本町でも防災拠点の構想を持つ総合体育館の建設が、令和6年3月完成予定で計画されています。現状では、大規模災害時における避難所は、小学校区ごとに優先避難所として6カ所指定されています。この避難所での災害時の収容人数は、6カ所で1,930人となっていますが、それに見合う災害備蓄品は確保されているのでしょうか。近年の大規模災害は、いつどこで起きても不思議ではないと言われていますが、そのための十分な備えが求められています。

本町では、過去には大雨による冠水で、床上、床下浸水被害が多数発生しており、住民の不安が大きいことから町民の安全・安心な生活を守るため、その対策について伺います。

1) 国土交通省では「本年度、中小河川を中心に簡易型監視カメラの全国配置を始める」とありましたが、本町の河川は対象となったのでしょうか。

2) 本町での水害対策では、今年度、槻木西二丁目地区や下名生剣塚地区での排水ポンプの能力アップや新設が予定されていますが、局地冠水対策マニュアルにおける槻木上町・下町地区の恒久対策として上げられている、国道4号バイパスから流出する排水処理対策の進捗状況は。

3) 避難所での災害時の備蓄は、災害物資や非常食などを含めどの程度保管されているのでしょうか。また、他の施設にも備蓄しているのでしょうか。

2、町内の広報掲示板に風雨対策を。

広報掲示板は、町の広報活動や行政情報を掲示することや、行政区の情報をお知らせすることを目的として、町内に数多く設置されています。また、本来の目的に加えて、町のサークルや事業者等が実施する文化・スポーツなどの催し物についても掲示されているのを見かけます。しかし、以前に比べて掲示されるポスター等が、年々少なくなっているのではないのでしょうか。今や

ICT社会となり、アナログ的なツールは必要とされなくなったのでしょうか。また、掲示されているポスター等が、風などにより剥がれかけていたり、イベント期間が過ぎているのに掲示されているなど問題点もあります。

これらの掲示板は、所在する行政区が管理していますが、以前から問題と感じていることは風雨対策が取られていないことです。雨については、掲示板の上部に「ひさし」がありますが、雨よけの効果があるとは思えません。そして、一番の問題は、風です。私の経験ですが、ポスターを数カ所の画びょうでとめたにもかかわらず、強風により一日で剥がれて飛んでいくこともありました。そこで、四辺を粘着テープで張りましたが、下材が木製のため粘着力が弱く剥がれてしまいました。やむを得ず、再度役場にポスターをもらいに行き、張り直すこともたびたびありました。

町民に貴重な情報を提供する広報掲示板です。掲示物の適正な管理とともに町または行政区所有の掲示板について、しっかりとした風雨対策がとられるべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤議員、大綱2点ございました。

まずは、大規模災害で3点ほどございます。

まず1点目。平成30年7月の西日本豪雨では、住民に河川情報や危機情報を伝達することはできず多くの被害が発生したとの検証結果を受け、国県管理の河川において浸水想定区域図や洪水ハザードマップを作成していない箇所を対象に、簡易型監視カメラの設置を行うことになったものです。

この事業は、国や県管理河川を対象に2年間で全国3,700カ所余りに監視カメラの設置を行い、大雨で水かさの増す映像や画像をリアルタイムで伝え住民の早期避難につなげたいというものです。

残念ではありますが、市町村管理河川は事業の対象とはなっておりません。国県管理区間で柴田町の状況を国土交通省仙台河川国道事務所に確認したところ、阿武隈川本川について現在設置してある監視カメラにより確認できる状態であるため、設置の予定はないとの回答をいただきました。

なお、柴田町に関係する監視カメラの設置箇所は、白石川合流部（角田市鳩原地内）や深川排水樋管（下名生字須川前地内）、四日市場樋管（岩沼市南長谷地内）の3カ所になっており

ます。

また、宮城県が管理している白石川につきましては、大河原町の尾形橋下流に設置してあることから、特に柴田町区間について新たに設置予定はないとの回答をいただきました。

町としては、住民に情報をいち早く伝えるべく町ホームページのトップページに河川情報が閲覧できるような構成になっております。

2点目、平成29年5月に槻木生涯学習センターなど4地区で行った局地冠水対策マニュアルに関する説明会において、特に冠水対策が必要な槻木上町・下町地区の恒久対策として国道4号バイパスからの排水処理対策について説明をいたしました。

本来、この計画は槻木上町・下町地区の槻木生涯学習センターから飯淵歯科医院までの管渠や雨水排水ポンプ、槻木体育館前の雨水排水ポンプ整備をする以前に浮上した話でしたので、道路管理者である国土交通省からは、町の雨水対策工事が完了し、効果を確認してから再度、協議したい旨の話をいただいております。

平成31年3月25日には、槻木体育館前の雨水排水ポンプ整備に加え、槻木下町三丁目の雨水対策工事が完成しましたので、今後、梅雨時期や台風シーズンを迎え効果の確認ができるものと考えております。今後はデータを検証し、国道4号バイパスの雨水処理方法について国土交通省と協議してまいります。

3点目、備蓄の関係です。町では6カ所の優先避難所に災害物資を備蓄しております。主なものとしては、各優先避難所にストーブ4台、発電機・投光器各1台、毛布50枚等を備蓄しています。また、小中学校には毛布を備蓄しております。そのほか、福祉センターには毛布、タオル、薪ストーブ、カセットコンロ等を備蓄しております。非常食としましては、保存用ビスコを小中学校に備蓄しているとともに、東日本大震災の際に最大避難者数が2,300人だったことから、1人当たり2食分を確保する計画により、現在、アルファ米等の主食を4,200食、えいようかん1,000本、2リットルペットボトル水3,000本を福祉センターに備蓄しております。今後も計画的に確保していく予定です。

なお、食料等に関しましては、セブンイレブンやヤマザキ製パン仙台工場と「災害時における応急支援物資供給等の協力に関する協定」を締結しており、いざというときの備えを行っております。

大綱2点目、広報掲示板でございます。町が設置している掲示板は、船岡地区に38基、槻木地区に28基の合計66基あります。近年、情報伝達手段が多様化し、イベントなどの情報発信や入手方法は、ホームページへの掲載、広報紙、お知らせ版や区長配布や回覧での周知など多岐

にわたっております。今後、さらに情報手段の技術革新が進み、多岐にわたる情報発信や入手方法が多様化する中で、行政広報としての掲示板の役割について改めて再検討することとしておりますので、行政区においてもその必要性について話題にさせていただきたいというふうに思っております。

なお、まちづくり交付金は、行政区独自の掲示板や町が設置した掲示板に対する風雨対策も対象となりますので、ぜひご活用くださるようお伝えください。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 監視カメラについて、残念ながら対象とはならないようでございますけれども、現在ある定点カメラ、合計で4カ所だったのですかね、4カ所のカメラなんですけど、これはどういうタイミングといいますか、リアルタイムに見られるのか、それとも静止画像か何かで1時間ごととか、そういう形なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 静止画像ということになります。ただ、ホームページで公開しているのは静止画像、あとは総務課のほうで見られるのはリアルタイムでもって見られるということなんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） そうしますと、この簡易型の監視カメラ、新聞情報だけだったんですが、非常に有効なものかなと。我々もスマートフォンでリアルタイムに見られるということでそのように思うんですが、町からは特に、いわゆる白石川沿いですとか、そういったところには要望は出せないものなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 済みません。先ほどの答弁で、一部リアルタイムで見られるカメラも設置してあると、国土交通省サイドのやつです、動画でもって見られるというのもあるそうです。あと、県管理のやつは静止画像でということになっているようです。大変失礼いたしました。

町からの要望ということなんですが、私たちも実は4月17日に新聞に載る1日前に記者発表がなされてすぐに実は国土交通省、県にカメラの設置、例えば空白地帯と思われる柴田大橋付近ですとか、リコーの前ですとか、そういったところでどうでしょうかという話を申し上げたという事実がございます。ただ、町長答弁でも申し上げたとおり、柴田町の範囲については4カ所でもって十分であるという回答でございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 現在の定点カメラですけれども、一部、静止画像ではあるけれども一部動画で見られると。総務課ではリアルタイムと、総務課のものを我々は見られないということですね。

そうしますと、静止画像、一部動画があるというものの、その静止画像は30分単位とか1時間単位なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） リアルタイムでもって映されているということです。静止画像についてもリアルタイムでございます。

○議長（高橋たい子君） 再度どうぞ。

○都市建設課長（水戸英義君） 勘違いされるとあれなんです、クリックしたときの状況のままということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。リアルタイムというのは、いわゆるパソコンとかで見た場合に、見た時間はその時間ということですね、了解しました。

ただ、今の時代、スマートフォン、若い方もほとんどの方がお持ちだということだし、非常に便利なものですからちょっと考えておるんですけども、特別な大雨の場合、気象庁は気象情報、国土交通省は河川水位情報を発信します。市町村などの自治体はこの情報をもとに避難情報を即時に発信するという形になっております。住民の避難の判断は自治体の避難勧告指示になります、この情報の意味が十分理解されていなかったとの調査があります。西日本豪雨では、被災した自治体の多くが避難勧告が避難行動につながらなかったとの回答があったようです。こういうことから今回お話ししている簡易型監視カメラが設置できれば、より多くの方が、町民がスマートフォンを通してリアルタイムに情報が得られるということで、いざという場合には早期避難につなげることができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 加藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、国は、本年度から住民主体の防災対策を本格化させ、住民がみずからの判断で避難し、行政は住民が的確な行動をとれるよう支援する体制の実現を目指すというふうにあります。こういうことからこの簡易型監視カメラの設置について実現に向けて

再度お願いをするところでございます。

それから、先日といたしますか、5月14日に仙台市で豪雨災害時の避難情報発信に関する消防庁指針の説明会がありました。本町からも当然、参加されたと思いますが、何人で参加されたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 1名でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 新聞情報ですと、6県と72市町の計90人が出席という記事がございました。出席されたのですからお伺いしますけれども、この豪雨災害時の避難情報発信に関する説明会、どのような内容だったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 西日本豪雨において行政が発信する避難勧告指示、これまで避難準備、高齢者等避難開始、その次に避難勧告、次に避難指示（緊急）という3段階で発信をしてございます。現在もそのような計画でございますが、西日本豪雨の逃げおくれたとかそういう状況がございましたので、内閣府がガイドラインを出しましてもっと簡単にわかるものということで警戒レベルというのを5段階にしております。1と2は気象庁等が出すものでございますが、3、4、5というものが、3はこれまでの避難準備、高齢者等避難開始という内容のもので、軽易にわかるように警戒レベル3と。3となれば高齢者避難と。次が4ということで、ここにつきましてはこれまで避難勧告及び避難指示（緊急）というふうに2段階に分かれていたものが、4と出れば全員避難というような明快なものに変わるという内容でございます。運用につきましては、まだそのところは検討中ということで聞いてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 例えば5段階の警戒レベルということで3、4、5については町のほうから出すということを伺ったんですが、この辺、準備中なのかもわかりませんが、この5段階の警戒レベルについて町民にお知らせすることは予定されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今現在、その5段階のレベルをわかりやすく町民に周知するためにチラシのほうを作成してございます。早いうちに今月中にそのチラシを配布いたしまして周知しますとともに、今、防災マップを作成中でございますが、そちらの中の内容にもそれを加えまして10月以降、でき上がり次第、各小学校区ごとの住民説明会という中で周知を図ってい

きたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 今のチラシでお知らせするというようなお考えもあったんですが、既に河北新報の5月29日付の記事に大雨警戒5段階運用の記事が載っておりました。6月、7月と梅雨の時期でもございますし、いつ大雨になるかわからないということもございますので、できるだけ早目に町民に具体的にお知らせする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今現在、先ほども申したように、国が発表というか、出しましたA4、1枚のチラシ、これが非常にわかりやすいものですからそれを作成して6月、早ければ中旬ごろにそのチラシを配りたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） はい、わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの特に槻木上町・下町地区の恒久対策として局地冠水対策マニュアルにあったんですが、その後、排水ポンプが2基できておりますのでその状況を見ながらということだったんですが、基本的な部分でお聞きしたかったのが、昨年、槻木体育館前にも排水ポンプつけていただきまして一安心というところなんですが、このほかの排水ポンプもそうだと思うんですが、これはある一定の水位が来れば自動的に稼働するというタイプでよろしかったですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） そのとおりでございまして、中にフロートというものがついていてその水位になればひとりでスイッチが入るという仕組みです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） そうしますと、槻木体育館前については、従来は稲荷山用水に水門あけ閉めしていたんですが、今回は槻木下水路のほうに流すことで従来の水門は全然いじらないという考えでいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大雨時、稲荷山用水路の水位が急激に上がれば、当然、水門は閉めます。下町のほうに逆流してくる状況が確認できれば閉めます。ただ、少しでも自然流下でもって稲荷山用水路のほうに吐けているという状況が確認できるまで水門は閉めないという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） はい、わかりました。

それから、局地冠水マニュアルについてですけれども、以前ありましたので雨水幹線排水施設の設備について検討するというようなことがあったんですが、これは今のところはこの考えはなくなったと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 決してなくなったということではございませんで、バイパスから白幡方面、あるいは稲荷山用水路、それから南浦排水路に当然、流れるわけです。その水については国としても当然、責任において処理しなければならないという認識でいます。それも毎年、ことし、どうでしょうということで確認はしています。

ただ、国土強靱化の発表がなされてからは、どうも何というんでしょう、国土交通省事業自体が、いわゆる雨水排水、ピンポイントじゃなくて、例えば阿武隈川全体の計画であったり、そういった方向に若干シフトしつつあったんですね。それで、下町、上町の話が出た後、実は国土強靱化の計画が2020年までにいろいろやっていきたいと思いますということがあって、柴田町においては、実は水戸議員からも以前、ご質問ございましたが、槻木大橋の前後にある、いわゆる中州の部分、あれ砂州という専門用語で言うらしいんですが、その前後をとったり、いわゆる河床を計画高にしっかりしましよとか、あるいは合流地点から白幡橋までの同じく土をとって木も伐採しましよとか、そういった方向に2020年まではどうもシフトするという話がございまして。ただ、バイパスの脇にバイパスの水を四日市場排水機場まで吐いていくという計画は依然残っていますので、とにかく効果の確認をしてから話を進めていくということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） はい、わかりました。それでは、様子を見ながら検討は進めていくということをお願いしたいと思います。

では次に、災害備蓄関係でございますけれども、非常食といいますか、食品は、先ほど2食分を備蓄している、2日分じゃなかったですかね、2食分ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 1人2食分を確保するという計画でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 一般的に、いわゆる災害救助来るまで何とか持ちこたえるという意味で

は、2日分とか3日分というのが一般的と私は認識しているんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 柴田町地域防災計画及び防災マップでは、各ご家庭で3日分の備蓄をお願いしているところがございます。また、事業所に関しても、帰宅困難者等もございまして3日分の備蓄のお願いという話をしているところがございます。

町においては、現在のところ、2食分というところで計画をしているというところがございます。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 先ほどの答弁で優先避難所に、いわゆる災害物資関係、発電機とかそういったものを置いてあると。食品関係については福祉センターにということで、避難所にはそれは置いていないんですかね、確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 避難所、特に優先避難所にはございません。小中学校にはビスコがあるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、優先避難所とか福祉センター、それ以外には備蓄してある施設はあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 福祉センターに備蓄してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 例えば役場庁舎内とかはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） ございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 備蓄関係については、私の経験からして行政区にも、いわゆる災害物資と言われるものと、それから非常食、少ないですけども置いてあるんですが、これは把握されていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 把握してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番(加藤 滋君) それは、例えばリストとか、つくられているのを集めているというか、提出していただいているという解釈でよろしいですか

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監(平間信弘君) 平成21年度、23年度にそれぞれ自主防災組織のほうへ配布してございまして、そのリストが手元にあります。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか、どうぞ。

○2番(加藤 滋君) はい、わかりました。今というか、話の中で非常食といいますか、食料関係でちょっと気になる部分があるんですが、備蓄されている食料には、当然、賞味期限というものがあるかと思います。この備蓄関係について総務省の東北管区行政評価局は、食品ロスの削減に資することを主な目的として、平成30年6月から東北6県に所在する国の行政機関及び県と県庁所在市を対象に、27年度から29年度までに更新を行った災害備蓄食料について活用と廃棄の実態を調査したんだそうです。その結果、災害備蓄食料を更新した国の行政機関というのは69機関あったんですが、全て活用しているのは25機関、36%、全て廃棄しているのは29機関、42%、残りが一部活用、一部廃棄というふうに、そういうデータがあるんですが、本町ではそういう備蓄品の更新というんですかね、そのときにはどのような対応をしているんでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監(平間信弘君) 賞味期限が近づきました備蓄につきましては、社会福祉協議会のほうにお渡しをしてそれぞれ活用していただいています。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか、どうぞ。

○2番(加藤 滋君) そのまま廃棄するんではもったいないんでね、社協とかで有効にご活用いただければというふうに思います。

この総務省のデータでさっき県と県庁所在市を見たんですが、全て活用している県と市は9カ所ございました、東北では。一部活用、一部廃棄が2カ所という内容でございました。有効な活用を食品ロスの削減について取り組みをまたお願いしたいなというところでございます。

次、2問目に移ります。掲示板でございますけれども、合計66カ所、船岡地区が38カ所、槻木地区が28カ所ということだったんですが、これは全て同じ仕様と考えてよろしいんでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監(平間信弘君) 全て同じというようなどころではないものでございます。屋根の

形が変わっているとか、それと材質が違うとか、そういったところはございます。大きさ、張る面につきましては、ほとんど同じような大きさでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 先ほどの答弁で社会情勢もいろいろ変わっているんで改めて再検討したいと、この風雨対策についてですね。一番困っているのは風なんですね。この風の対策でも何とか考えてできないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほどの町長答弁でもございましたが、まちづくり交付金等を活用いただきまして、その雨、風、風の対策ですね、そちらのほうをお願いできればというふうを考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 町の掲示板であっても行政区で対応するんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 情報発信の手段等もどんどん進化してございまして、掲示板そのものが本当に今、有効なのかどうかも含めて検討してまいるという中で、行政区の中で掲示板を情報発信の一つとして重要と考えるのであれば、そういったまちづくり交付金を活用いただきまして修繕をいただくと。その辺のところの検討結果を見ながらやっていきたいなと思います。

なお、町のほうでは、その掲示板の板のほうですね、板のほうが経年によりましてベニヤの劣化とか、そういったものについては順次修理をしていっているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） この66カ所もあるわけですからちょっと大変な数かなというふうに思っています。私の16区の掲示板というものは3カ所ございます。全てガラス戸でもって風雨対策されているんです。ほかの掲示板、つぶさに見ているわけじゃないんでほかはほとんど風雨対策がされていないというような状況かなと思います。確かに利用状況といいますか、最近、ポスター等、少ないなと思いつつ、ただ、大事なイベント関係のポスターは、やはり多くの方の目に触れる掲示板ですので、従来どおり掲示していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 16区でいいますと、下町集会所のほうに1つあるのが町の掲示板

でございます。今、議員がおっしゃった3個あるという話がありましたが、恐らくほかの2個は自主防災、行政区のほうで立てられたものかなというふうに思っております。

また、風雨対策、情報発信という観点でいいますと、町からは30年度の実績になりますが13回、行政区長ポスター掲示依頼というのをしております。中には、しばた紫陽花まつりであったり、バンドフェスタinしばたとか、曼珠沙華まつりとか、大きなところでいいますと、柴田さくらマラソンとか、そういった内容のポスターをお願いしているというような状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ちょっと細かなことで16区の前というか、下町集会所の前にあるポスター、後ろにある掲示板については町のものなんです、それで1カ所。それから、16区行政区で設置したのが3カ所ございます。いわゆるポスター等を掲示するイベント等、本町でも春の桜まつりが始まって紫陽花まつり、菊花展、それからイルミネーション、スプリングフラワーフェスティバル等々、非常に掲示する機会が多いと思います。そういう意味では今のある掲示板として何らかの対策、風対策をしていく必要があるかと思うんですけども、再度お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに今、掲示板の運用の過渡期にあるのかなというふうに考えてございます。さまざまな情報発信ツール、情報をとるツールが出てきまして、また行政としましてもそれ以外にお知らせ版であったり、広報しばたであったり、そういったもの、あとはホームページ等を活用して情報発信をしていると。本当に町内に立っている掲示板、これが情報発信のツールの一つになるかというのも検討するまさに過渡期だということで、過渡期の段階でございますので整備していくか、していかないかにつきましても検討していきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 今、過渡期であるという話の中ではこういう話をしちゃたまずいんでしょうけど、掲示板ですけども、駅前ですとか、人通りが多いところであればよろしいんでしょうけども、そうじゃない公園の近くですとか、余り人が通らないようなところとか、そういうところにも実際あるんだと思うんです。何が言いたいかという、掲示板を特に人が集まるようなところとか人通りが多いようなところに新しくつくるか、移設するとか、そういった考えというのはないものでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 新しくつくるといことはちょっと今、検討中でございますので
ございませんが、移設に関しては、毎年、区長さんのほうからありまして見やすい方向に変え
るとか、場所を変えてくれという話はございます。それで動かしているところもございませ
ので、そういったのは可能かと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） せっかくの掲示板というか、PRできるものでございますので、でき
れば私の考えでは、人が集まる所といえ、最近、スーパーとか、ショッピングセンターと
か、そういうところの店舗前に町の掲示板としてあれば、多くの方に、不特定多数の方の目
に触れるんじゃないかなと。ですから、そういったところがもし可能であれば、掲示できな
いものかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 町として掲示板をその店舗とかお願いして立てるとい
よりも、情報発信であれば、その店舗側のほうの何か掲示板とかに張らせてもら
うとか、そういった努力をしていけば、多くの方に目につくところに情報発信できる
のかなと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） そういうことも考えられると思いますので、その辺をお願いし
つつ広くPRできるような体制をとっていただきたいというふうに思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、2番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。3点質問します。

1、持続可能な開発目標（SDGs）達成に努力を。

2015年9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」
が採択されました。SDGsは、国連加盟の193カ国が2030年までに達成するために掲げた目
標です。

平成30年度3月会議における施政方針に、SDGsを掲げる自治体が現われていることから、
柴田町としても経済と自然の恵みが調和した地域循環型経済にウエイトを移しながら地域共
生社会の実現を目指す、とありました。今後、柴田町ではSDGsをどのように達成する考
えな

のか伺います。

- 1) SDG s をどのように受け止めているか。
- 2) SDG s 17の目標のうち、柴田町で達成できていると考える項目は。
- 3) SDG s 17の目標のうち、柴田町で力を入れなければならない項目は。
- 4) SDG s 達成のために、現在取り組んでいることは。
- 5) 国は「SDG s アクションプラン2019」の中で「自治体によるSDG s 達成に向けた取組」を示している。柴田町ではどのように取り組むのか。
- 6) SDG s を知り、理解を深めるための職員研修を行うことを提案する。
- 7) 持続可能なまちの実現には、地域経済循環を考えることが必要である。地域経済循環分析により所得の流入を把握することを提案する。

2、小・中学校における就学援助対象項目の拡充を。

SDG s 17の目標の1番目が「貧困をなくそう」であり「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」との説明があります。ターゲット1.2には、「2030年度までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる」、ターゲット1.3には「各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」と掲げています。

柴田町において、すぐ取り組むことができるのが、小・中学校の就学援助対象項目の拡充ではないでしょうか。内閣府が平成31年1月29日に開催した子供の貧困対策に関する有識者会議で配布した資料に「子供の貧困対策に関する主な施策について（平成31年度概算要求）」があります。その中の「就学支援の充実」に「要保護児童生徒に対する就学援助（拡充）6.8億円」と明記されていることから、柴田町も早急に拡充することを提案します。

また、今後の町の子どもの貧困対策について伺います。

- 1) 町内各小・中学校における令和元年の就学援助の対象者数と割合は。
- 2) 町内の準要保護世帯数と世帯所得200万円以下の世帯数は。
- 3) 内閣府の平成31年度概算要求における就学援助拡充の内容は。
- 4) 柴田町においても、要保護・準要保護児童生徒に対し就学援助対象項目を拡充することを提案する。
- 5) 子どものいる生活困窮世帯にスクールソーシャルワーカーを派遣することを提案する。
- 6) 今後の子どもの貧困対策に「子どもソーシャルワーク」が必要なのでは。
- 7) 子どもの貧困対策は、課を超えたネットワークが求められている。今後の対策をどのよ

うに考えているか。

3、水道事業の「みやぎ型管理運営方式」は住民を交えた議論を。

平成30年12月6日に改正水道法が国会で成立し、村井知事は水道3事業の運営を民間企業へ一括委託することを「2021年度中に開始したい」と表明しました。

また、平成30年12月10日の定例記者会見で村井知事は、水道法改正は宮城県から政府に働きかけて実現したものであり、地方から国を動かす一つのモデルになったと思っている、と述べ「みやぎ型管理運営方式」のメリットについて説明しています。運営の委託先についての質問には、日本の企業のみならず世界的な力をもった企業にも開放し、競争することになると考えている、と答弁しています。

知事が熱く語る「みやぎ型管理運営方式」の内容について、住民は理解しているでしょうか。私は、5月10日に日本自治創造学会の研究大会において、国際ジャーナリストで『日本が売られる』の著者である堤未果氏の講演「日本が売られる～自治体は最後の砦～」を聴き、命の水を供給する水道事業の運営権を民間に売却することは、とても危険だと思いました。現在、世界の趨勢は民営化ではなく再公営化であることから、県が平成30年12月21日に公表した『「みやぎ型管理運営方式」について』を読んでも、本当に県民のメリットになるだろうかと疑問を持っています。

町では、県からどのような説明を受け、どのように理解し、今後どのように進めていく考えなのか伺います。

1) 県は市町村に対し「みやぎ型管理運営方式」の説明をどのように行ったのか。県と市町村の間で時間をかけて議論したのか。

2) 町では「みやぎ型管理運営方式」のメリット・デメリットをどのように考えているか。

3) 県は平成31年2月13日に「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務」の選定結果を公表した。委託上限額は2億9,922万円、委託期間は令和3年3月31日までとし「みやぎ型管理運営方式」の事業開始を令和3年度中としている。県が事業を開始することにより、柴田町への影響は。

4) 国は、水道法の改正後も「水道の経営について市町村が経営するという原則は変わらない」と説明しているが、宮城県のように県が率先して官民連携を進めた場合、町の裁量はどの範囲になるのか。

5) 『「みやぎ型管理運営方式」について』では、広域連携とコンセッションの関係の説明に「県と運営権契約を締結した運営権者が、県下の市町村等が行う水道事業、下水道事業に関

わる業務等を受託することを可能とする」と明記されている。市町村の自立性がなくなるのでは。

6) 住民への安心で安定した水道水の提供は地方自治の根幹であることから「みやぎ型管理運営方式」について住民を交えて議論することを提案する。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目の前段、教育長、2問目の後段と3問目、町長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） まず、大綱1問目の持続可能な開発目標（SDGs）の件で7点ございました。随時お答えをいたします。

SDGsは、地球環境時代を迎え、グローバルレベル、国レベルの国際的枠組みの中で世界の変革に向けて志の高い理想を掲げたグローバルスケールでの行動規範であります。

そのため、我々自治体を初め、住民にはまだなじみがなく、SDGsの趣旨や理念への理解はほとんど進んでいないのが実情であります。さらに、17の意欲目標の下に169のターゲット、行動目標が示されており、余りにも目標数が多いことや貧困や飢餓から経済成長、まちづくり、そして、平和までと広範囲にわたっており、人的、財政的に制約のある自治体の活動目標として取り扱うには限界があり、その導入にはさらなる時間の経過が必要であると認識しております。

2点目、SDGsの17の目標のうち、柴田町で達成できているという項目でございますが、SDGsの17の目標は広範囲にわたり、しかも高邁な理想像であること。また、目標の達成には町民、民間企業、NPO、産業界など広範囲で多様なステークホルダーと呼ばれる幅広い利害関係者の統一的な行動力があることであり、柴田町だけで達成云々できる項目はないものと考えております。

3点目と4点目は一括でお答えをいたします。

特にSDGsの達成のためとして取り組んでいることはございませんが、SDGs17の目標は町の施策と何らかの形で結びついていると思っております。平成31年3月に第6次柴田町総合計画を策定しましたが、前期4年の基本計画と関連づけていけば、SDGs目標3、すべての人々に健康と福祉を。4、質の高い教育をみんなに。11、住み続けられるまちづくりをなど、施策の大綱26項目のうち12項目が当てはまりますので、そういう意味でSDGsの要素が盛り込まれているものと考えております。

その中で、特に力を入れるのが11、住み続けられるまちづくりで、安全、かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現することではないかと考えております。

5点目、柴田町ではどのように取り組むか、6点目、SDGsの理解を深めての職員研修の関係、一括でお答えいたします。

国は、「SDGsのアクションプラン2019」を推進するに当たって3本の柱を立てております。特に自治体の取り組みとしてSDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりを挙げております。町としては、SDGsそのものには取り組んでおりませんが、項目11、住み続けられるまちづくりを目指し、都市のマスタープランに基づく立地適正化計画策定の中で環境に優しいコンパクトプラスネットワーク型の都市構造を持つ持続的な環境未来都市を構想しておりますので、その際、SDGsとのかかわり方を考慮してまいりたいと考えております。

まだまだなじみのないSDGsでありますので、立地適正化計画を策定する際にはSDGsの理念が必要とされる場合には職員はもとより、住民や多くの関係者を対象に研修会を開催してまいります。

7点目、持続可能なまちの実現に地域経済循環分析をということでございます。これは舟山議員にもお話をしておりますが、小さな自治体ではつくれない産業連関表にかわり大まかで地域経済循環分析は市町村単位で生産、分配及び支出の3面から地域内の資金の流れを見える化し、地域経済の全体像や地域からの所得の流出入などを把握する分析手法でございます。この分析によって地域の稼ぐ力や地域住民の所得、地域の産業構造、地域からエネルギー代金の流出の程度などの地域経済の特徴を簡単に分析することは可能になります。柴田町の分についてはもう既に出ております。2013年版として2019年5月29日、最近ですね、環境省より報告されております。

しかし、この分析結果は2013年版としておおむねの地域経済の分析を行ったもので、実態経済の一面をあらわしているに過ぎないこと。もう7年前の古いデータであること。また、この分析結果の活用について、いまだ先進事例を把握できておりません。まずは、平成30年6月に内閣府からSDGs未来都市に選定された東松島市の分析結果の活用方法等について、情報収集を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 2問目の前段、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員の大綱2問目、就学援助に関する5点についてお答え

します。

1 点目、就学援助の対象者数と割合についてです。本年度の5月1日時点での就学援助の対象となる要保護及び準要保護の児童生徒数とその割合は、小学校では船岡小学校が60名で10.5%、槻木小学校が59名で11.7%、船迫小学校が54名で14.8%、西住小学校が7名で6.4%、東船岡小学校が41名で12.7%です。柴田小学校は、要保護、準要保護児童はおりません。小学校全体では全児童数1,914名のうち、要保護、準要保護児童数は221名で児童数に占める割合は11.5%となります。

次に、中学校では、船岡中学校が65名で15.3%、槻木中学校が34名で12.2%、船迫中学校が23名で11.9%です。中学校全体では全生徒数897名のうち、要保護、準要保護生徒数は122名で、生徒数に占める割合は13.6%となります。

また、小中学校全体では児童生徒の総数2,811名のうち、要保護、準要保護児童生徒は343名で、割合は12.2%となります。

2 点目、町内の準要保護世帯数とその内訳としての世帯所得200万円以下の世帯数についてです。5月1日時点での準要保護の世帯数は195世帯となっており、そのうちの世帯所得が200万円以下の世帯数は109世帯です。

3 点目、就学援助の拡充の内容についてです。国の要保護児童生徒の援助費補助金の対象費目のうち、修学旅行費及び制服代やランドセル代を支援する新入学児童生徒学用品費など単価の引き上げ、また補助対象費目12項目に卒業アルバム代などを新たに追加すること。そして、令和元年10月に予定されている消費税率の改定に伴う影響を勘案し、各補助対象費目の単価の引き上げなど国庫補助の拡充を図る内容となっております。

4 点目、就学援助対象項目の拡充についてです。現在、柴田町の就学援助につきましては、学校教育法第19条に基づき経済的理由によって就学困難な児童生徒、または入学予定者の保護者に学用品費や給食費などの7項目の費用の就学援助を行っております。また、新入学用品費につきましては、入学前の3月に前倒しして支給を行っているところです。

平成30年度9月会議において白内議員にお答えしましたが、就学援助対象項目につきましては、県内の自治体の動向や子どもにとって何が最低限必要なのかなど、社会的な合意を探る必要がございます。今回、国の要保護児童生徒援助費補助金の対象費目に卒業アルバム代などが追加されたことにつきましては、近隣自治体の状況や子どもを取り巻く環境などの実態把握と調査研究を行い、今後も就学援助の着実な取り組みを推進してまいります。

5 点目、スクールソーシャルワーカーの派遣についてです。スクールソーシャルワーカーは

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒が置かれている環境に働きかけ家庭、学校、地域と関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する福祉の専門家です。

柴田町においては、家庭内のさまざまな問題を抱える児童生徒に対応するため、宮城県のスクールソーシャルワーカー活用事業を活用してスクールソーシャルワーカーを今年度から1人増員し3人体制として心のケアハウスを拠点に活動していただいております。活動の事例としては、児童生徒にとって家庭が不適切な養育環境にある場合や保護者が精神疾患などを抱え支援を必要とする場合など、学校だけでは対応し切れないケースのときに、スクールソーシャルワーカーが第三者の立場で学校と家庭の間に介入することにより関係改善を図り、児童生徒が抱える問題解決につながったことなどがあります。今後も児童生徒を取り巻く環境に注目して問題解決を図るスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな養育環境で問題を抱える児童生徒の環境改善に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目の後段と3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 6点目、今後、子どもの貧困対策に子どもソーシャルワーカーが必要ではないかということから始めます。

子どもソーシャルワークとは、子どもが成長する中で起こり得るさまざまな問題を解決するための社会福祉における専門的な援助、技術のことを言うと言われています。資格を有する社会福祉士等や研修を受けた専門職がソーシャルワーカーとしてその役割を担います。

町の子育て支援部門には資格を持ったソーシャルワーカーはおりませんが、子ども家庭課に児童家庭相談員を配置して、児童や家庭からの相談を受けて、必要とされる支援の情報提供、家庭訪問などを行い、子育て家庭が抱える悩み等を解決するための支援をしています。

また、平成29年度に策定した柴田町子どもの未来応援プランに基づき、関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を担うコーディネーターを配置し、生活に困難を抱える家庭への支援体制の充実に努めているところでございます。

さらに、保育所や幼稚園においても育児や発達面、保護者の経済面やメンタルの問題等といった家庭相談に関する相談も加わっていることから、保育士等にもカウンセリングやソーシャルワーク論を取り入れた研修等に参加させ、保護者に対する相談、助言に対応できるよう努めているところです。

こうした支援は、子どもの貧困対策に特化したものではございませんが、相談内容に応じて

助言を行い、専門性を伴うものについては必要とされる関係機関に適切につないでおり、子どもソーシャルワークという役割を担っているものと考えております。

7点目、生活に困難を抱えている家庭は複合的に問題を抱えているケースが多く、子どもの未来応援プラン、子どもの貧困対策整備計画に基づき、窓口となる子ども家庭課にコーディネーターを配置し、家庭相談等について関係機関等と連絡して問題解決に努めているところでございます。

今後の対策としまして、本計画には教育・学習支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援の各施策を子どもの貧困対策につなげるために掲げておりますが、毎年度、事業の取り組み状況の確認、成果や改善点などの把握など子ども家庭課を中心として検証作業を進めております。こうした結果を庁議等においてフィードバックするなどしながら情報を共有し、各課、関係機関が連携して取り組めるように進めてまいります。

大綱3点目、「みやぎ型管理運営方式」コンセッションの関係でございます。6点ほどございました。関連しているものがございますので、関連してお答え、随時お答え、一部ありますね。

まず1点目、県は、市町村に対してどのように説明をしたかということですが、平成30年12月12日に公布の改正水道法は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化への対応、小規模な水道事業体の経営基盤が脆弱であることなどから、水道基盤の強化を図るため改正が行われたもので、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者へ設定できる許可制度、いわゆるコンセッション、公共施設等運営権と言うそうですが、コンセッション方式が創設されました。

このことを受けて、宮城県は従来どおり宮城県が事業管理者として責任を持つということですね、事業管理者として上水道、工業用水、流域下水道、3事業の最終責任を持ち、民間事業者による安定的で自由度の高い運営が可能とされる「みやぎ型管理運営方式」による管理運営を進めたいとしております。

「みやぎ型管理運営方式」では、従来5年間の期間で業務委託していた施設管理などを、20年の期間へ長期化し、水道3事業を一体で管理運営することでスケールメリットを最大限活用して経費削減を図るとしております。

なお、薬剤や資材の調達、電気機械設備の修繕及び更新は民間事業者が行いますが、建物や管路の改築、管路の維持管理については従来どおり宮城県が行うということでございます。

これまでの宮城県の説明では、仙南・仙塩広域水道協議会幹事会において、平成28年度と29

年度に水道3事業を取り巻く課題、「みやぎ型管理運営方式」を検討している経過など計6回行われております。平成30年度は関係市町村に対し、7月と11月、そして、ことし1月の計3回、水道法改正や導入の可能性、県の方針、事業スケジュールなどを「みやぎ型管理運営方式に係る現状報告会」において説明されております。また、阿武隈川下流域下水道連絡会議などの場で平成29年度と平成30年度に7回、同様の説明をされております。

2点目、町のメリット・デメリットですが、宮城県は「みやぎ型管理運営方式」を導入することでスケールメリットによる経費削減を図り、水道事業の受水料金や流域下水道の維持管理負担金の上昇が抑制されるとされております。町としては、宮城県の方針のとおり、コスト削減が図られれば急激な利用者負担の上昇を抑制できるメリットがあると考えております。

一方で、宮城県は「みやぎ型管理運営方式」によるデメリットはないと考えているようですが、町としては、民間事業者が運営期間の途中で事業から撤退し、水道水の供給に支障が出ることはないのかどうか懸念を持つところでございます。

3点目、県が事業を開始することにより柴田町の影響はということでございますが、宮城県からは、1点目、水道事業の管理運営を長期間包括的に民間事業者に委ねることで資材の一部購入や人材の有効活用、事業統合による効率化や経費削減など、事業の大規模化によるスケールメリットが図られること。2点目、民間事業者は現在の業務範囲に加え、既存の電気機械等の更新、設備更新も行いますが、建物や管路の改築については引き続き宮城県がみずから行うことから、民間事業者へ全てを委ねる完全民営化ではないこと。3点目、水道事業の受水料金や流域下水道の維持管理負担金は、宮城県と関係市町村との間で調整が行われ、宮城県議会における条例改正の手続をとることなどは、これまでと何ら変わるものではないこと。4点目、民間事業者の運営状況は、事業に精通した専門家による第三者機関が中立的な立場から評価分析を行うこと。5点目、自然災害等への対応は、これまで同様、宮城県が関係市町村と連携し、迅速、的確な体制を構築すること等の説明を受けておりますので、このとおり実施されるのであれば、町への直接的な影響は余りないと考えております。

4点目、5点目は一括でお答えをいたします。県が導入しようとしている「みやぎ型管理運営方式」の事業主体は、あくまで県であり、残念ながら市町村が直接関与する権限はございません。一方、町はこれまでどおり事業計画や料金等の改定、水質管理、施設の維持管理の業務を引き続き行うこととしております。議員ご指摘のとおり、今後、県と契約を締結した運営権者に対し市町村が業務委託を締結する道筋は開けましたが、しかし、各市町村はそれぞれの地域の実情において業務委託等の方法を主体的に選択できるようになっておりますので、これま

でどおり、何ら町の裁量権や自主性を損なうものとは考えておりません。

「みやぎ型管理運営方式」について住民を交えて議論することということですが、宮城県は、県民への周知と情報提供を目的に、上工下水一体官民連携運営事業シンポジウムを平成29年度と平成30年度に仙台市を会場に4回開催されております。シンポジウムの内容については、宮城県のホームページで公開されております。あくまで県が事業主体でありますので、今後とも関係市町村に対し適正な情報の提供と詳しい説明を行うよう求めてまいります。

また、一般県民に対しましては、20人以上であれば出前講座において直接説明をしているようでございます。なお、現在、宮城県議会において県民の声を反映した活発な議論が交わされておりますので、これまで以上に県議会の動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時5分再開といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） SDGsについてです。先ほどの答弁では、自治体を取り扱うには限度があるということで諦めているように聞こえたんですけども、庁舎内では、SDGs理解のための研修等を行っていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 現段階では行っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、自治体がSDGsを導入することのメリットについてはどなたか答えられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） SDGsにつきましては、全てのステークホルダーということで17の目標にありますように健康福祉、環境、居住、産業、さまざまな分野で全てのステークホルダーが将来を見据えて考えていくという立場にありますので、自治体が全く無関係ではなくこれから取り組んでいくということで、柴田町はまだその理解を深めている段階にあ

るという考え方でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ早く理解を深めていただきたいと思うんですが、SDGsは経済、社会、環境の3つの側面を統合する施策を推進し、持続可能な町をつくるためのゴールと言われています。自治体がSDGsを導入することのメリットとして地域課題の見える化、課題解決に向けた体制づくり、ガバナンス手法の確立、地域間の広域連携を図ることができる。また、コミュニティ再生や少子高齢化、教育、雇用などの課題解決に当たって、経済、社会、環境の3つの側面を統合する施策の推進により政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果を見込むことができると言われています。これが持続可能なまちづくりにつながっていくということなんですよ。今、柴田町に必要なのはこのことではないですか。一番必要なのは、このSDGsの2030年のゴールに向かってできることを進めていくということだと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 確かに議員おっしゃるようなSDGsの効果ということでは考えられるかと思えます。ただ、今、SDGsと自治体の取り組みをどう関連づけていくかということがまだ発展途上にあるかと思われます。ただ単に17の目標あります。そして、指標があるわけなんですけれども、それを自治体でやっている、例えば計画等に張りつけただけでいいのかということもあります。それらを含めて今は理解を深めている段階でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国がSDGsを未来都市として選定した北海道の下川町、ネットで調べられるんですけども、2030年における下川町のありたい姿を描き、そこから現時点を振り返り、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていく必要があると考えたそうです。そのありたい姿の7つの項目は全てSDGsとつながっています。例えば、「誰ひとり取り残されないまち」には「すべての人が可能性を上げ続けられ、居場所と出番があり、健やかに生きがいを感じて暮らせるまち」との説明があり、SDGsのゴール1、貧困をなくそう、ゴール4、質の高い教育をみんなに、ゴール5、ジェンダー平等を実現しよう、ゴール8、働きがいも経済成長も、ゴール10、人や国の不平等をなくそうを挙げています。

また、ありたい姿を踏まえて総合計画においても施策分野ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけています。先ほどの答弁では、柴田町においても第6次総合計画にゴール3、4、11、26項目のうち12項目が当てはまるというお話でしたが、全ての項目をSDGs、どれに当

てはまるのかももう一度見直してみたらいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 実は内々で第6次総合計画策定しました。26の施策、大綱がございます。改めて見たところ、17のゴール、何がしかには関連性があると、濃淡はあります。居住の分野が多いですとかあるんですけども、何かの形では関連性はあるということは把握してございます。

あと、自治体の今、下川町さんの例をとられてお話しされましたけれども、取り組み方の例として、自治体ガイドライン検討会というのがありまして、そちらで示した資料では、議員さんがお示ししましたように、総合計画の中に組み入れる。これは県が次期の総合計画で考慮しようとしています。それからまた、個別政策に取り入れる、あるいはSDGsそのものについての取り組みをつくるなどの例がされております。そういった例を参考にして、どういうふう柴田町として進むことがいいのかどうか、今、検討中というところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 2030年までですからね、ゆっくり進むわけにはいかないんですよ。今、柴田町でも本当にいろんな課題を抱えています。下川町では、このSDGsに取り組むメリットというのを次のように挙げています。SDGsから地域を俯瞰することでこれまでの視点では発見できなかった新たな課題、異なる課題の関係性の発見やチャンスの発見につながる。これってとても大事なことだと思うんですよ。ですから、早い段階で、やはりSDGs、まちづくり政策課が取り組むものでもないかと思っております。全てにつながっていますので、特に柴田町の場合、やはり経済、どういうふうやっていくかということはとても大事なのでまちづくり政策課がどうのこうの問題ではないんですよ。取りまとめることはあっても実際には経済面でどういうふうにしていくかということがとても大きな問題、課題だと思うんですよ。商工観光課ではSDGsはどのように捉えていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ゴールに向けた施策に町の総合計画と突き合わせした上で、目標に向けて進めるかどうか見ることも必要なかなと思っております。

たまたま今回、後で出てくるんですけども、地域経済循環分析というもの、これは東松島市のほうで行ったということなんでちょっとこの辺、調べて、柴田町でも実際できるものなのかどうかちょっと調べてみました。そうしましたところ、エクセルなんですけれどもダウンロードしまして柴田町版に分析結果が柴田町の地域循環分析結果というのが出るものですから、

これをいろいろ参考にこれからの施策に生かしていきたいなというふうに思っております。

また、この中でちょっと気になったのは、要するに持続可能なまちづくりの実現のためには、地域外からの所得を流入する構造にして、さらに地域からの所得の流出を最小限に抑えることが必要だというような提言が分析結果がありました。実は投資の面で域外に流出している部分が投資額の1割ぐらいになっているということもありますので、やはり持続可能なまちづくりの実現のためにも地域から所得の流出を最小限に抑える、つまり町の中でいろいろな事業を起こして起業者を育てるなりなんなりしながらいろんな購買する部分というものをふやしていく。一方では、地域外からの所得が流入する構造ということで、今、観光まちづくりを進めながら外貨を稼ぐような事業を進めていますけれども、それが見事、外貨を稼ぐ観光事業ということで当てはまるのかなというふうに捉えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 地域経済循環の分析、本当に一番大切なんですよ。柴田町の場合は、やはり流れていくお金がかなり多いだろうなと。どちらかという、サラリーマンが多いということもあり、本当に消費する。だけど、その消費は町内だけではなく、むしろほかで行っている。そうすると、どうやってやっていくかということがあると思うんですが、私が受けた講座では電力の問題ありましたね。地域で確保する。自分たちでつくって自分たちで使えばいいんだというのもありました。ですから、やはりこれからどうやっていくのか、しっかりと考えていくべきだと思うんですよ。ちょうど質問しようと思っていたんです、分析しましたかって。ぜひこれを分析しただけじゃなくて、東松島市のように専門家を呼んでワークショップを行ったらもっと精度が上がるかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 東松島市のほうでも平成30年6月に内閣府のほうからSDGsに、未来都市に選定されたという結果を受けまして、平成30年11月に持続可能なまちの実現に向けた政策立案をテーマに大学教授や経済産業省職員、市の職員あるいは市の商工会の職員、市内の金融機関の職員22名の参加によるワークショップを開催しているというようなことです。

この内容、どういった内容だったんでしょうかということで、あと、この結果をどういうふうに生かすんですかと質問、東松島市のほうに確認しました。東松島市の担当のほうでは、分析結果を今進めている地方創生の事業とか、あるいは既存事業と突き合わせを今、行っているところだと。将来的には市の総合計画に反映していきたいというようなことを確認しておりますので、それを参考にしていきたいなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ柴田町でもその方向で進めていただきたいと思います。

5月22日に私は、経団連自然保護協議会主催のシンポジウムに参加しました。そのときに企業からの事例報告があったんですね。現在は企業にもSDGsの達成に向けた貢献が求められている時代になったことから、企業の実例としてはパナソニック株式会社の「サステナブル・シーフード」の社員食堂への継続導入の取り組みについてという報告がありました。SDGsゴール14の海の豊さを守ろうに貢献することで持続可能な社会の実現へ貢献するというものです。社員食堂へ導入するためにはSDGsに対する給食会社の理解と支援が必要であり、また食堂で昼食をとる社員の意識を向上させることにもなります。このような企業の活動が今は始まっていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 全てのステークホルダーということで今、先進的に取り組んでいる例、おっしゃられました。ほかにもいろいろと取り組んでいる会社はあるというふうに向っております。そういった会社がある一方で、官のほうのこちらの公共、自治体のほうもあわせて一緒に取り組んでいくと。全ての自治体、企業、それから住民の方、関係ある方が一緒に取り組んでこそ、初めてSDGsに向かって取り組むことができるということで、そういった動きは今後も注視してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 自治体に取り組むとしたら子どもたちの給食に「サステナブル・シーフード」等を入れるということも、子どもたちへの教育も兼ねてできることかなと思うんですね。別に答弁は要りませんが、そういうことも含めて考えていていただきたいと思います。

自治体の今の柴田町のSDGs推進の取り組み状況を自己認識するための自治体SDGsチェックリストというのがありますから、それを使用してみたいかでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後、どこから取り組みを開始すべきか明確になるとしますので、ぜひ調べて取り組んでいただきたいと思います。

次に、小・中学校における就学援助対象項目の拡充をです。先ほどの答弁では、国の就学援助拡充については、卒業アルバム代が追加されたということですよ。そのほかに今、柴田町

で行っていないのも国のほうでは入れていますよね。何々ありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほど言いましたように、今回国のほうは13項目になりまして、町のほうは7項目ということになっております。うちのほうで加えていないものとする、体育実技用具費、それからクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、それから通学費ということでその項目が加わってはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国の就学援助を国が拡充しても実際に行うのは準要保護世帯に対しては町の単独事業ですから、文部科学省が市町村に対して取り組みを周知するよというふうには連絡は来ているんでしょうけれど、それを見ても柴田町は県内ほかの自治体と比べてまだ行わないというふうには判断したということですか。その前に実際に行うとしたらどのくらい経費がかかると試算しましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回卒業アルバムということで加わりました。実際に小学校6年生、中学校3年生、全ての児童生徒が国の基準に従って助成した場合、金額的には80万円弱というふうには想定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そのほかクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等はどのように試算しましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まずクラブ活動費に関しては、昨年もお答えしましたが、学校等で徴収をしている場合、対象になるということですので、こちらは町内の小学校、中学校においてもクラブ活動費としての徴収をされてはおりませんでしたので、こちらに関しては試算はしていません。

それから、中学校において生徒会費、こちらも中学校においてそれぞれ金額が若干違うようです。ですので、こちらも、例えばある中学校では4,000円ということになりますのでその4,000円、実際に支給した場合となれば、対象児童数を掛けるというふうになるかと思いますが、そのほかにもPTA会費というものはこちらも学校においては会員になっている方と非会員ということで、入っていない方からはいただいていないという状況もありましたので、この辺に関してはアルバム以外は試算はしていません。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 先ほどの答弁では、準要保護世帯195世帯、200万円以下、109世帯ということだったんですが、200万円以下といったらほとんど生活保護基準以下ではないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 世帯所得200万円ということになりますと、収入ではございません。あくまでも世帯所得ですので、こちらは生活保護基準を超えているかと思えます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 若い世代は働いているということもあり生活保護の申請というのはしないので、ほとんどしないので実際にはかなり基準以下でもしていない人たちは多いかなと思うんですよね。ちょっとその辺の数字はわからないんですが、ただ、やはり収入ではなく所得であるといっても、200万円以下で例えば4人で暮らしているとかであれば、本当に生活は苦しいということがわかると思うんですね。その中で、実際に卒業アルバムとかクラブ活動費とか、本当に出せるのかということを考えてことはありますか。実際にはクラブ活動費がクラブ活動費として学校で徴収するわけではないけれど、その部活の中において必要なものを個人で買わなければならないというのが結構ありますよね、特に運動部の場合はね。そうした場合に、お金がかかるから入りたいクラブに入れたいという子どもが実際にいますよね。その辺はどのように把握していますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 実際中学校の部活動ということになれば、それぞれ部活動ごとにそろえる道具が違うということで、やはり部活動費ということで先ほど学校で徴収しているものは国の補助対象でしたということでお伝えしましたが、実際に今、言われたように収入がなくて部活はやりたいけど道具がそろえられないという方、そういう方は耳にはします。ただ、やはり実態を聞いていきますと、今、どの運動部に入る場合であっても、一番最初にそろえるとなると、皆さん、一番最初には道具をそろえる。ただ、聞いてみますと、例えば卓球にしても、バドミントンにしても、テニスにしても、一度買えば済むものではないというのもあります。次に2本目、3本目ということで、ですからこの実際に部活動をされている方に対して準要保護の家庭に対して助成をしようというふうな検討をした際に、じゃどこまでそれを助成すべきなのか、1年、2年、3年となっていくます。ですから、実際に国のほうの補助対象が学校で徴収をしている場合ということで想定しているようなんですが、そういう個別のことを想定していきますと、どこまで助成すべきなのかということも課題として挙がる部分ではあり

ます。ですので、実際そういうことに入れたいという方もいるんですが、実際に保護者のほうの話を聞きますと、先輩からすぐ使わなくなったということでそれを借りて、もらったりということでの対応をしている場合もあるとは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東京都内は国の基準に合わせてほぼ全部出していると思うんですね。そうすると、調べてみたら、定額のところと購入実績に基づくところとに分かれています。ですから、必要なものを買ったときに領収書添付で申請するという形、もう一つの方法だと思うんですね。部活によっていろいろ違いますし、その子によっても成長の度合いによっても違いますよね。ですから、購入実績に基づくという方法をとればいかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、議員言われたような形での支給をしているという部分に関しては、こちらも把握はしております。ただ、先ほど県内なり近隣の自治体ということのうちの方でも確認をさせていただきましたが、宮城県においてクラブ活動、体育実技等も支給されて、クラブ活動費を支給しているということで項目として挙げている部分は、七ヶ宿町は国の基準に従って給付をするという形になっているようです。ただし、七ヶ宿町においては、準要保護世帯は該当がないということで支給の実態がないということでしたので、仙台市を含め35市町があるんですが、県内においてクラブ活動費に関して支給をしている実態が今のところ、宮城県においてはありませんので、その辺、今後も検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 前にも同じような質問したわけですがけれども、県内の近隣と比べることに何の意味があるんですか。実際に町内に困っている子がいる。実際に話を聞いたときに、クラブ活動で使う運動用具購入できないために、そろえられないと仲間から「おまえのうち、貧乏だから買ってもらえないんだ」ってからかわれるということも聞きました。いじめの原因にもなりますよね。やはり学校の中で子どもが辛い思いをしている。本当にそれでいいのか、近隣がやっていないから柴田町はこれでいいんだってどうしてそういうことが言えるんですか。実際に子どもは辛い思いをしているんですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、就学援助に関して柴田町の児童生徒だけが対象という考えになるんですが、一方で区域外就学をされ、ほかの町から柴田町に来る児童生徒もおります。そして、柴田町からほかの町に、そういう場合には双方の市町でこの就学援助、例えば準要保

護対象世帯であれば、双方で調整をして支給をするという形になりますので、やはりそういう部分からすると、近隣の市町との整合性も、うちでは出しますけれどもほかでは出しませんという形になりますので、そういう意味では近隣自治体の状況を確認したいというのが一つの考えではあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは理由にならないと思うんですよね。今、子どもたちがどういう状況にいるかでSDGsの17のゴールに当てはめてみると、やはり希望するクラブに入部できなかったり、入部しても必要なものがそろえられなかったり、貧乏だとからかわれたりすることというのは結構幾つにも当てはまると思うんですよ。例えばゴール1、貧困をなくそう、ゴール4、質の高い教育をみんなに、ゴール10、人や国の不平等をなくそう、全てに当てはまると思うんですよ。SDGsが一つの考える基準となっていくと思うんです、これからね。柴田町が実際に見直して就学援助費の対象項目をふやすことで、近隣も影響を受けそれで変わっていくんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 理想としてはそういう形になるかとは思いますが、やはり世帯所得200万円といった場合、例えばお父さんだけ働いている方であれば、給与収入は300万円を超しております。ですから、先ほど来、貧困という定義の中で何をもちその世帯が貧困か、一方で実際問題として部活動においても、剣道であれば最初に防具等購入4万円かかると。それが1回で済むんですかという話になれば、成長とともに使えなくなる場合もあります。ですから、部活によってかかるお金も違う。一方で先ほど言ったように、300万円収入あってそれが貧困という準要保護家庭だということでは支給をする。その中でなっていない家庭の中でも、その辺がどういうふうにもその家庭との準要保護として支給をされている、それからされない児童生徒というのが出てきてしまいますので、どこまで何を対象として支給をするかというのは、やはり慎重に検討していかなければならないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国が基準を出していますよね、要保護世帯に対する就学援助。やはりこれが一つの答えなんではないですか。国が出した基準に沿って支給するしかない。本当に境界線すれすれの人って、いつも本当に申しわけないというところはあるんですけども、だからといって出さない、支給しないという理由にはならないと思うんですよね。国がこの支給対象をふやしてきた原因というのは、やはり必要だから、それが有識者の集まりの中でそういう

声が出る、特に子どもの貧困にかかわっている人たちからそういう声が出てぜひということに加わったと思うんですね。それであれば、市町村はそれに合わせて支給するべきではないですか。だから、これは教育総務課長の問題ではないんですね。教育長、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 経済的な困難を持った子どもたち、やっぱり学校生活の中でもそういうような様子がかえるといふケースもこれまでございましたけれども、やはりそのことをよくお話をしてどういう状況なのかというところを聞いていったときに、ご家庭での、例えば生活保護という制度にまだ恩恵を受けていなかったりという実態がわかってきて、学校からこういう制度あるんですよという形で進めて対応してきたという例もございますので、この件につきましても、まずは実態を把握してというようなどころも一つ大事にしたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） どの自治体に住んでいるかによって子どもたちにも影響が随分変わってくると。大きく違うわけですね。財政が厳しい自治体は子どもにも我慢をさせるのでしょうか。花のまち柴田を掲げる町の中で、つらい思いをしている子どもたちがいることを町長、どのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 花のまち柴田だからつらい思いをしているという関連づけて言われるのはちょっと違うと思うんですね。それぞれの地域の中で困っている人はいるわけですからね。やっぱり今回の運用に関してはクラブ活動にしても、卒業アルバムにしてもみんなが同一歩調をとっているわけではないと。買う人もいれば買わない人もいます。そういう現場からの報告を今回受けさせていただきましたし、今、教育総務課長が言ったように、クラブ活動がいろんなケースがあってもなかなか一律にはいかない。国が制度化した以上、県の動き、ほかの自治体の動きはどうかという、またそこまでもないということでございます。どこに住んでいても同じにするというのは理想ですが、やっぱり税金を納めているのはそこに住んでいる人、企業でございますので、地域間に差はあるのはやむを得ないというふうに思っております。この件に関しましては、やはり県、ほかの自治体とともに足並みをそろえて宮城県は一律に採用するのが、私としては適切ではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この就学援助に関しては、県ではなく柴田町が考えて柴田町で出すか

どうかを決めればよいと思うんですよね。国は就学援助拡充として予算増額していますけれども、柴田町が拡充しないことによって要保護児童生徒にも要は届かないということですのでよろしいですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回国のほうでは要保護児童生徒ということで生活保護家庭、またそれに準ずる家庭に対しての要保護家庭に対する支援を充実させたということになります。柴田町のほうは、それに準じて準要保護家庭に対しての単価等はこの準じた金額ということで拡充をさせていただいております。ただ、先ほど来、言われているような国の基準にある項目の中で柴田町では支給をしていない項目があるということですが、今回の拡充に伴って金額に関しては国の基準に従って拡充をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 金額引き上げたということは、私もとても評価しています。ああ、よかったなと思っています。ただし、やはりこの卒業アルバムだったり、クラブ活動費だったり、本来国は就学援助に認めているものを柴田町が出さないということによって、生活保護世帯の子どもたちはそれを受けられないということになりますよね、準要保護世帯だけではなく。それについてはどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 要保護世帯である生活保護家庭に関しての支給に関しては、県の保護で、柴田町においては県が対象になります。先ほど来、クラブ活動費に関しても、こちら県のほうに確認をさせていただきました。実際県のほうでこの支給事例があるかということ、やはり学校での徴収という条件があるということなので、生活保護家庭の児童生徒にもこのクラブ活動費という部分に関しての支給はないんだそうです。そういうことで、県のほうの関係もあり、それから近隣市町の関係もあり、やはり柴田町だけ準要保護という形で支給というものもそういう部分で検討はいたしますが、生活保護家庭の児童生徒がもらえず、準要保護家庭の生徒がもらえるという事例も、そういう形にもなってしまいますので、やはり県なり近隣市町、県内自治体の動向を見て項目に関して今後とも検討していきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうすると、代替案としては、学校が徴収する。徴収というよりはクラブ活動費としてある一定額をプールし、そこから払う分には町は支給するということになるんですか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 国の基準では、学校が徴収するクラブ活動費に関して助成対象となっておりますので、学校で徴収するというのが一つの条件となっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 水道事業の「みやぎ型管理運営方式」についてです。水道ビジネスは最高に効率がよく安定しており、水は21世紀の超優良投資商品と言われているのはご存じでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 世界においてこの水の需要について、その水ビジネスが大きく今、伸びていることについては承知しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） では、世界中でどれだけの国で民営化から再公営化に戻したか把握していますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 世界の中で37カ国、235都市が再公営化ということで戻ったという情報は聞いております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 私が聞いたのは、37カ国の267カ所だったんですね。そこはいいんですが、要は200カ所以上も再公営化している、この事実をどう考えますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 世界において、特にヨーロッパから、そしてアメリカ区域へとこの民営化というのは広がっていったわけですが、その中で先ほどの二百数十都市について再民営化になっておりますが、この数字については全体の中で厚生労働省のデータの中では4分の1ほどの都市だというふうに承知しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 4分の1ですか、確認です。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 約4分の1ということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 4分の1もが再公営化しているということについてはどのようにお考

えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 大都市、フランスパリ、またはドイツのベルリン等、そういう大都市の中での人口的な数値であります、やはり一旦は民営化したものの、水質の汚濁やサービス低下、そういうものが発生したことにより危険性が進まないようにということでの再公営に切りかわったものと承知しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この「みやぎ型管理運営方式」について、上下水道課だけではなく全庁挙げての議論というのはしたことがあるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全庁挙げての議論はしておりません。この事業は宮城県が事業主体のこととございますので、その情報分析、その方針等につきましては、我々は説明を受けるだけということになりますので、庁内で検討したことはございません。あくまでもこれは県の事業主体ということでありまして、県から示されました状態でもこれまでどおり、県が責任を持って管理すると。料金についてもこれまでどおり、議会の議決を得るということとございます。宮城県のこれまでの状況を調べてみましても全て業務委託、包括委託、指定管理ということで実際は民間がやっております。その状況も平成2年からやっておりますので、28年間、具体的な水をつくっているのが民間であるということとございます。コントロールしているのは県とございますので、コントロール権限は変わらないということとございますので、柴田町としては、この方式によりスケールメリットが働いて、料金がこれまで県が運営主体でやっていたよりも少しでも値上げがおさまるといふことであれば、柴田町にとってはメリットがあるということではないかというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 「みやぎ型管理運営方式」についてというこれ、ネットで見られるんですけども、この説明書の中に不安の声に対しての答えが載っているんですね。問い、「いざというときの危機管理ができないのではないか」に対し、「全ての施設は宮城県が所有」、町長がさっきから答弁なさっていることです。「仮に民間が新たな設備に更新しても所有は宮城県」との答えで、「災害時の対応は現行と変わりません」と書いてあります。しかし、私はここで疑問を持ちます。たとえ所有は宮城県であっても、担当職員は限りなくゼロに近くするであろうから、災害時の対応が今までどおりできるわけがないと思います。この点はどうか

ますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は柴田町の水道ももう既に包括委託をやっておりまして、民間に委託をさせていただいております。今度、一般業務の中でも本来、職員がやっていたことについても外部発注をするということなので、実際水をつくっているのは民間でございますので、我々の仕事はそこをグリップしていくということですね。水質が落ちるとかという海外のようなことが起こらないように、それから経営がずさんな経営にならないように管理していくということが我々がやらなければならないことだというふうに思っております。県もこのみやぎ型コンセッションにおきましては、第三者委員会をつくって経緯をきちっと把握していくということでございます。

これはやっぱり人口が減っているいろんな施設が老朽化していく中で国が言い出しているのは、公共施設等管理総合計画でも言っておりますけれども、民間の活力をとというお話でPFIをやりなさいという、そういう流れも一つに入っているわけですね。ですから、一方で民間の導入を主張されて、片一方では危険だというのはちょっといかがなものかなというふうに思っております。あくまでも最終的には安全でおいしい水を安くと、ここがこのコンセッションで侵されるようであれば、これは反対をせざるを得ませんが、これまでの県の業務内容、今後の県の管理体制、そして、我々市町村にきちっと意見を言える場も設けられるということでございますので、あくまでも運営業務の中でスケールメリットの働く部分だけ今回宮城型コンセッションであると、そういう情報でございますので、この情報の範囲内であれば何ら心配することはないんじゃないかなというふうに思っております。

これが官の管理まで民間企業でやりなさいと、これでは経営が成り立たないのはよくよくわかりますが、管路の補修、更新、それからいざというときの対応、これは宮城県が責任を持つと、そういう説明ですので、あくまで今運営している中だけで委託できるものを5年間ではなくて20年間に期間を延ばしてやると。経営側も安定的にいろんな対策がとれるということが大きな違いだということでございますので、根本は変わっておらないので、柴田町としては、このようにきちっとやっていただければメリットがあるというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この「みやぎ型管理運営方式」についての中で、不安の声に対してというのがあるんです、ここの中に。そこにも問い、「世界のトレンドは民営化ではなく、公営化ではないか」とあります。答えは6ページも割いてパリ市やベルリン市などの民営化に失敗

し再公営化した事例を挙げています。それを読むとかなり不安になります。しっかり失敗した事例を挙げているということはいいんですが、ああ、危ないなというふうにやっぱり思ってしまうんですね。あえてみやぎ型管理運営方式をとらなくても、現行でもほぼ委託していますからこのままでコスト削減できるのではないかと考えます。本当に県民にとってメリットになるのか、市町村においても情報を集め専門家を招いての議論が必要なのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今後の老朽化しております設備、または管路の更新費用におきましても、管路においては1,080億円、設備においては880億円と約2,000億円ほどの今後20年間の費用が示されております。これらと減少する収益を考えた場合に、安心しての県民への水供給を図るために効率的なコスト削減を図るのが最善と県での考えによるものであります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 知事は運営の委託先についての質問に対して、「日本の企業のみならず、世界的な力を持った企業にも開放し競争することになると考えている」というふうにお話ししていますよね。そうすると、今、持続可能なまちづくりのために地域経済循環を推進しなければならない時代です。にもかかわらず、水道事業の運営権を海外の企業に売却するなど到底考えられないのではないですか。県が海外の企業に任せた場合、柴田町も同じところを使うほうが安くなるということは絶対起きてくると思うんですね。それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 市町村と宮城県をごっちゃにされると町民が誤解しますので改めて申し上げますが、今回のみやぎコンセッション、宮城県の事業主体の問題でありますので市町村とは全く関係はございません。先ほど言ったように、市町村はおいしい水を安く安全に提供していただければ、効率化を図れると県が言っているわけですからぜひ図ってほしいと。このまま役所がやっていけば、先ほど上下水道課長が言ったように、官のやり方ではコストが上がって料金が上がるおそれがあるので、民間の知恵とか技術とかノウハウとか資金とか、そういうもので少しでも上がらないようにするということがなもんですからね、それについては大いにやっていただいたほうが柴田町にとってはメリットがある。

ただ、その民間の企業がもし外国で県の事業を運営するとなったとしても、柴田町はそこに委託するかどうかは柴田町の判断でございまして、最終的にはこの議会で判断をお願いすることになりますので、そのときにはまた議論を重ねなければならないというふうに思っております。

す。その前に県はまずは広域化の議論を市町村にお願いをしているようなんですが、これについても各自治体が今、いろんな市町があってまとまりそうにないんですね。ですから、外国に宮城県としてやった地域循環型と柴田町が外国にやるかどうかわかりませんが、その辺はまだ議論するには時間が相当必要かなというふうに思っております。

地域循環型経済といいますけれども、2,000億円の生産規模がありますので、これは水平分業で経済が成り立っているのも全て自治体がコントロールできるという話ではないということです。地域経済分析というのもありますけれども、あれは農業とか自治体がやれる範囲の規模的なほんのわずかだけの地域循環型で、やっぱり今、グローバルな経済の中で各産業、自治体はしのぎを削っておりますので、全て地域循環型にというのは考えにくいのではないかなというふうに思っております。改めてその運営権者が誰になるかわかりませんが、なったとしても、柴田町は安心して町民に水ができるよう、その際には広域化も含めてさらに検討を加えてどうするか議会に図っていききたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田町は水を買うしかないんですよね、県から買うしかないわけですから、一番大事なところが県にお任せという形になっていると思うんです。食料と水を守るとは地方自治の根幹であることから、今後、徹底した情報収集、情報公開を行い講演会などを開催した上で住民を交えた議論を行うべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 県においては、これまでにおいてもシンポジウム等を4回ほど開催しております。また、ホームページなり、あとはわかりやすいイラストを含めたものについて情報の提供は行っております。また、市町村におかれても町長答弁にありましたように、水道、また下水道においても県からこれまでの説明を受けておりまして、出前講座等についても県では積極的に県民への説明、ご理解をいただく方針であるということ聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町内で講演会等や研修会の開催を要望します。ぜひ行ってください。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱1点質問いたします。

思源閣を情報収集・情報発信の場として身近な施設に。

近年、歴史がブームになっています。歴史女子と言われる若い女性たちが、各地の博物館や歴史資料館を訪れる様子が話題になっています。

本町にも365万日の歴史があり、思源閣に行くと時系列でこれまでの町の出来事や、営々と築いてきた先人の暮らしぶりをかいま見ることができます。

しかし、調べ物などに遠くから訪ねてくる人も多いと聞いていますが、館内を見回しても、企画展以外町に関するパンフレットもリーフレットもなく、物足りない思いで帰る方が多いのではないのでしょうか。柴田町図書館にも宮城県のコーナーはありますが、町に関する資料はほとんどありません。思源閣は町の歴史の情報収集のかなめであり、発信地です。住民が情報を得る場として気軽に立ち寄ることができる施設であってほしいと思います。

そこで伺います。

1) 町内の各地に、地域の故事来歴を記した史料や古い写真が残っています。令和の時代になり、昭和にあったことも昔の話になりつつあります。世代交代によって古い物が処分される前に手を打つべきです。地域と共同で掘り起こしができませんか。

2) 古代から現代に至るまで、本町にもさまざまな出来事がありました。史料として配布できるようなものがあれば、町外から訪れる方はもちろんのこと、長年本町に住んでいる方にも町の歴史を知ってもらい、さらに愛着を感じていただけるのではないのでしょうか。

例を挙げるなら、伊達騒動関連の原田甲斐や柴田外記のこと、柴田家と長曾我部家との関係のこと、明治維新関連の戊辰戦争、白鳥事件や北海道移住のこと、小室達と伊達政宗公騎馬像のことなど、町民でも知らないことが多いのではないのでしょうか。また、海軍火薬廠については、学徒動員で多くの若者が従事し、現在も町内在住の方がいますが高齢になり、年々数が少なくなっています。白石川堤や船岡城址公園の桜の歴史についても、宣伝が足りないのではないのでしょうか。

3) 思源閣には収蔵品が多数あると聞いていますが、デジタル化はできませんか。貴重な物

がありながら、死蔵させるのみでは文字どおり宝の持ち腐れです。視聴できるコーナーをつかって誰でも見ることができるようにしてはいかがでしょうか。思源閣の中では無理なら図書館を利用することも可能ではないでしょうか。

4) 5月14日付の朝日新聞「天声人語」に、柴田町と原田甲斐が大きく取り上げられ、住民の活動も紹介されました。このような時こそ柴田町を広く知っていただくよい機会です。研究者やマニア向けだけでなく、歴史に興味のない人にも親しみの持てる史料をそろえてはいかがでしょうか。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森淑子議員の大綱1問、思源閣に関する質問にお答えします。4点ございました。

1点目、地域の史料の掘り起こしについてです。これまで柴田町の歴史についてまとめた「柴田町史」を初め、町の文化財保護委員会の協力を得て編成した文化財などのガイド的役割を果たす「しばたの歴史ガイド」など数多くの資料を作成してきております。

また、柴田町文化遺産活用実行委員会などが主体となり、しばたの郷土館が協力して「柴田町の文化遺産船岡編」や「平成槻木ものがたり」、「平成船岡ものがたり」、「平成船迫ものがたり」、そして、「続平成槻木ものがたり」なども作成されております。これらを作成するに当たっては、多くの町民の方々の協力をいただきながら数多くの史料の収集や聞き取り調査などを行ってきております。これからも公共性の高い貴重な情報があれば教えていただき、町の歴史、文化などに関する情報、史料の収集に努めてまいります。

また、地域と共同での掘り起こしということにつきましては、どのような方法がよいのかを含め今後、検討してまいります。

2点目、史料の配布についてです。現在、しばたの郷土館では、郷土館のパンフレットと歴史的な史料として寛文事件や船岡城跡のチラシなどを窓口を用意し、持ち帰ることができるようにしております。

また、町内に住んでいる方に町の歴史を知っていただくために広報しばたに「しばた歴史探訪のコーナー」を設けて船岡館跡や伊達騒動と言われる寛文事件などについて紹介することなど、柴田町の歴史に関して定期的に掲載しております。

今後は既存の資料のほか、町民の皆さんに知っていただきたい町の歴史、文化をできるだけわかりやすい資料として作成し、思源閣へのコーナー設置など一層充実した情報発信ができる

よう検討してまいります。また、町のホームページなどを活用した情報発信にも努めてまいります。

3点目、資料のデジタル化についてです。思源閣で収蔵している民俗資料や考古的遺物、美術品などの目録に写真をつけてデータベース化する収蔵品管理システム構築事業を平成22年度に実施しており、紙ベースでの閲覧が可能となっております。なお、より利便性を高めるため、パソコンによる閲覧ができるよう調整してまいります。

また、収蔵品を立体的に見ることができるような映像化につきましては、約3万点の収蔵品があります。データが膨大になれば管理コストも膨大になりますが、必要性が高まれば検討していきたいと考えております。

4点目、原田甲斐の史料の提供についてです。原田家は寛文事件により取り潰しになっており、柴田町においては史実としての原田甲斐に関する史料がほとんど残っておりません。また、原田甲斐の人物像としては諸説ありますが、しばたの歴史ガイドなどをもとにわかりやすいチラシなどを作成、提供するとともに、今後の展示活動も含めて情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 柴田町民の中に地域の歴史を冊子にしてつくっている方もいらっしゃいます。もう亡くなった方でそういうものをつくった方もいるんですけども、町内にそういうものがどの程度、あるんでしょうか。槻木ものがたりとか船岡ものがたりなんかは私も購入して持っているんですけども、そういうのはどこで閲覧できるのかということも皆さん、知りたいところだと思うんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 町内にどのくらいあるかということ、やはり個人でお持ちになっている方もいるかと思しますのでなかなかその数を把握することは難しいとは思いますが、例えば今ありました「平成槻木ものがたり」とか、「続平成槻木ものがたり」、そのほかのしばたの郷土館のほうで協力して作成しているものにつきましては、思源閣のほうで見ることができると思います。

あと、1冊しかないものは、やはり貸し出しはできませんので閲覧という方法になるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 古い写真なんかを集めるような予定はないでしょうか、地域のですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） これまでもいろいろな冊子をつくるに当たっては写真としての資料であったりとかというのは収集はしていると思いますが、これから改めてというのは特に考えてはおりませんが、ただ、もしそういった町の皆さんにとって大変財産になるような写真があるということであれば、情報を寄せていただければそれは収集していくということも可能でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 2011年の東日本大震災の後、津波で地域に所蔵されていたものが流されてしまいました。その後、それをきっかけにしまして、各地の図書館で住民の方々が持っている写真を集めてデジタル化しているということが多くなっていると聞いています。被災地ではないんですけれども、八郎潟町立図書館なんかも町内で撮影した昔の写真の提供を呼びかけているんですね。町内の町並みとか、建物、自然、行事、暮らしの一コマを記録した写真、そういうのを借りて、スキャンしてお返しするというで昔の資料を集めているところがふえていて聞いていますけれども、柴田町ではいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） なかなか改めてということは難しいところはありますが、ただ、お知らせ版等で呼びかけるであったりとか、あるいは自治会、町内会、区長、そういった方々をお願いして、例えばそれをお持ちいただいてそれをいただけるのか、あるいは今、おっしゃったスキャンとかということでデータ化して取り込むのかというのはいろいろ検討する余地があると思いますけれども、ただ、そういった資料というのは町のほうで保存すべきもの、あるいは活用していくものという点では、何というんですかね、家族とか個人とか、そういった思い入れとはまた別に収蔵すべきものというのがあると思いますので、その辺は判断をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 20年ぐらい前のことですけれども、柴田町の女性史をつくろうということで女性のグループが明治、大正生まれの女性の方たちに聞き書きをしたことがあったんですね。かなりの量が集まったと聞いて出版されるのを楽しみにしていたんですけれども、担当していた女性の方が多忙でしばらく手をつけられない状態でした。しばらくしてから何とか続きの作業をしようということでその史料を探したら行方がわからなくなっていたということがあったんですね。しかるべきところに預けていけば、例えば思源閣のようなところに預けて

いれば行方不明になるということにはなかったと思うんですが、私は、そういうものは町の宝だと思っていますので紛失したことに対しては本当に残念でたまらないんです。そういうことをするのも思源閣なり図書館なりの仕事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） おっしゃるとおりだと思います。そういった史料、判断はなかなかここではできませんと言えない部分もありますけれども、ただ、呼びかけてお持ちいただいたもの、そういった取り組みはできるのではないかなというふうには思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 先ほど出てきた柴田町制60周年記念でつくった「しばたの歴史ガイド」ですね。その歴史ガイドの裏表紙にこんな言葉がありました。「柴田町には何もないと言われているが、文化財について調べれば調べるほどミステリアスな町であることがわかった」とありました。私もフットパスに参加するようになって町内あちらこちら、山の奥のほうから北のほうまで案内されて歩いていますけれども、遺跡とか石碑なんかすごくたくさんあるんですね。槻木の貝塚なんかはあちこちに見事なものがありますし、昔からの言い伝えなどを聞いて感動するようなこともありました。そういうのを紙芝居なんかになっている方もいるようですが、やっぱりそういうものは皆さんに知っていただきたいなと思うんです。一部の人たちが持っているだけでなく、「しばたの歴史ガイド」、かなりお金かけてつくったものかと思うんですけども、何部ぐらい印刷したんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 1,000部印刷しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 今回仙南のあちらこちらの歴史資料館などを回ってみました。割とやっぱり歴史資料館のようなところは、ほかの公共施設に比べて閑散としているような雰囲気が漂っているところ、多いんですけども、それなりに資料をいろいろつくって配布、持って帰れるようにしてあるんですね。一番いろいろ資料をつくっているのが蔵王町でした。蔵王町では今、仙台真田氏の売り出しで一生懸命パンフレット類、つくっているんですけども、そのほかにもこういった縄文土器、これは14ページもある立派なものなんですね。我妻家の住宅、これもページ数、何枚かあります。真田関係ですと、何冊も立派なのをつくってしまして、それでどうやって印刷代出したんですか、地方創生関係ですかと聞いたら単費でつくっているとい

うことでした。こんなものまでありましたね。真田幸村は全国的にも人気のある武将なのでそれなりに観光客も来るんだと思うんですけども、単費で5,000部、5万円で作ったんだそうです。そのくらいの値段だったら観光に来た方にも無料で差し上げることもできるのかなと思いましたが、役場の職員が原稿をつくってインターネットで印刷を頼んだということでした。柴田町もいろいろなミステリアスなことがいっぱいあるので、ぜひつくって観光に来た方、町内の方にも気軽に持って行っていただけるようなものをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そうですね、やはりまず町の方に知っていただくというのが一番かなというふうには思いますし、町外の方にも知っていただくというのが非常に大切だなとは思いますが、柴田町の中で歴史とか文化で、例えば蔵王町のように立派なものができるかどうかわかりませんが、どのようなラインナップがいいのか、こういった歴史あるいは事件、文化というものでラインナップを考えていくのがまず最初かなというふうには思いますので、そういった点については、やはり文化財保護委員であったりとか、あるいは町内の町の歴史とか文化をよく知る方の参考意見を聞きながらラインナップを考え、そして、できれば同じような様式で種類を多く取りそろえて皆さんが持って帰れる、あるいはホームページでピーディーエフでもいいですからね、そういったものでお知らせをできるようにしていきたいなというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 蔵王町で格安でできたということは5,000部という数と、あと職員がつくったということもあると思うんですが、柴田町で5,000部つくろうと、配布しようと思うとかなり大変だと思うんですが、こういう土器などだったら小中学校の子どもたちに配ることもできると思うんですね。子どもたちは土器だの化石だのというのが好きですから、ミヨコ象の歯を見つけたのも小学生の女の子でしたので、ぜひ学校を通してそういう町のよさを知っていただけたらなと思います。

先日ですが、二、三カ月前のことでしたけれども、舘山、城址公園のさくらの里にいましたら千葉県から来たという男性がいたんですね。その方、観光物産協会の方に二ノ丸はどこですかと聞いているんですよ。えっ、二ノ丸、三ノ丸でなくて二ノ丸ですかという感じだったんですが、物産協会の方に場所を教えてもらって歩いて上っていかれましたけれども、一定程度、歴史に関心のある方というのはいらっしゃるんだなということがわかりました。原田甲斐につ

いてもいろいろな評価はあると思うんですね。ただ、新聞に大きく取り上げられたようにファンもいるのかなという感じで、歴史上のことですから実際はどうだったのかというのは全然わからないんですよね。史料の中でしか見ることができないんですけれども、亡くなった方に本心はどうだったのか聞くことはできないので、やっぱり両方、伊達騒動はこういう説がある。でも、こういう諸説もあるんだということを宣伝のために利用することはできると思います。まちおこしの材料には多分地味な話なのでならないとは思いますが、町にわざわざ二ノ丸跡を見にくる人もいるぐらいですからそれなりに史料をそろえておけば、いろんな人がやってきて柴田町ってこういうところなのかと知っていただけるかと思いますが、どの程度の資料を町でつくって出そうというお考えなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 現時点ではどの程度というのは申し上げられないところがありますけれども、例えば考えられるのは、先ほど申し上げたように、いろいろなラインナップ、例えば10種類であったりとか、12種類であったりとかということで一つの様式がそろったような形でのチラシを一つ一つつくっていくという方法もありますし、あるいは今、お示しいただいたようなパンフレットということでまとめてつくって、それをお渡しできるような形にするというようなことも考えられると思いますので、そこは文化財保護委員の方とも意見をいただきながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 文化財保護委員の方に立派なものをつくっていただくのは大いに賛成なんですけれども、歴史に余り関心のない方にも親しんでいただけるようなものも考える必要があるんじゃないかなと思います。

これは白石城でもらってきたものなんですが、「我らにも正義あり」というリーフレットで、戊辰戦争ゆかりの地スタンプラリーというんですね。全国の9つの都道府県、大阪府も東京都も入っているものでスタンプを幾つかもらおうと何かもらえるというようなことなんですけれども、これを見ると、いろいろな宣伝の仕方があるものだなと思いました。去年から明治150年ということでいろいろ江戸時代のこと、明治維新のこと、新聞でもテレビでも取り上げられていますけれども、伊達騒動なんかもそうですが、歴史の中のことは立場立場によって見方が違うわけですね。ですから、以前、原田甲斐でまちおこしという一般質問の中でされた方がいらっしゃるのを記憶していますけれども、そのときは原田甲斐は逆臣なのでたしか職員の方から答弁がありましたけれども、逆臣かどうかは本当のところはわからない。逆臣かもしれな

いし、忠臣かもしれない。そういう意味では町の宣伝材料としては大いに利用していいんじゃないかなと思います。

桜の件なんですけれども、桜についても以前、一般質問ありましたね。図書館の中に桜のコーナーをつくってはどうかと。なかなかスペース的には難しいような、あと資金的にも難しいような答弁でしたけれども、桜は柴田町では一番大事なものだと思うんですね。柴田町のシンボルのようなもので、ですから、もし図書館でだめなら思源閣の一角に何か桜にちなんだもの、あと一目千本桜は柴田町の人もかかわっているのによその町の名前がつく一目千本桜になってしまっているという声もありますけれども、やっぱり宣伝の仕方なのかなというふうに思っています。柴田町の人も一目千本桜、城址公園にいっぱいかかわっているわけですから、そういうのも含めて、町の桜はどういう歴史をたどって今のような状況になったのかというのも桜を見にきてくださった方にも知っていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 桜に関する資料とか、私もきちんと確認はしておりませんが、改めて確認をさせていただきながら関係課とちょっと話をしながら、そういったことができるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○12番（森 淑子君） 質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。大綱3問質問させていただきます。

1、外国人労働者と外国籍の児童の現状は。

5月13日の毎日新聞に、青森県おいらせ町で10年働いている父親が、一緒に暮らしたいということでアフガニスタンから家族を呼び寄せ、5人の児童が編入した記事が載っていました。5人は日本語も英語も話せなかったので、手探りで支援を始めているそうです。また、5月5日の毎日新聞には、宮城県に日本語教育が必要な児童が164人いて、その内54人の児童が無支援の状態になっているという記事もありました。

ことしの4月から新しい在留資格「特定技能」制度が始まっています。この制度で、今後5年間に最大35万人の外国人労働者がふえると見込まれており、おいらせ町のようなケースや、日本語教育が必要な児童はふえると考えられます。柴田町の現状はどうか、実態を伺いま

す。

- 1) 柴田町に技能実習で働いている外国人労働者は。また、増減はどうなっていますか。
- 2) 外国籍の児童数は。また、言葉の問題はありませんか。
- 3) 留学生を含め、外国籍の新たな町民は日常生活での支援も必要と考えられますが、どのような状態でしょうか。また、支援は行っていますか。
- 4) 4月から5年経過した技能実習生は試験免除で「特定技能1号」になりますが、技能実習からの移行数は。
- 5) 「特定技能1号」の労働者が試験を受けて合格すれば「特定技能2号」労働者となり、在留期限はなくなり、家族を呼び寄せることもできるようになります。かなりの人数が「特定技能2号」に移行すると思われます。柴田町においてもおいらせ町のような事態が来ると思いますが、どう対処する計画でしょうか。

2、学校給食センターの改修を問う。

昭和55年に建設された学校給食センターは38年を経過し、8,460万円をかけて改修が始まると聞いています。宮城県建築住宅センターに委託した「柴田町学校給食センター改修計画」に、現在の状況が詳細に報告されています。どのように進めるのか伺います。

1) 給気装置はかなりの傷み具合で、外部ダクトはさびによる穴があると書かれていますが、改修計画は。

2) 3月から4月にかけてファンルーム内の送風機点検が行われ、ファンベルトの交換や軸合わせが終わったと思います。結果はどうだったのでしょうか。

3) 工事の計画を見ると、床の補修で、①左官工事で床勾配を確保するパターンと、②既存のままで行う場合が想定されています。それに応じて調理室の使用不可の時期が①では10月中旬まで、②では8月末までとなっています。どちらを選ぶのでしょうか。

4) 床の土間や壁や柱の矩体内の配排水管は、ここ「配排水」となっていますが、一番最初の「配」という字、消してください。間違っておりました。矩体内の排水管は建設当初のままであり、更新する必要があると指摘されています。一部の排水機器はさびにより脱落や機能不全を起し、一部では補修されているようです。椀トラップ程度の使用では臭気が調理室に上がることも十分考えられます。どのような改修計画でしょうか。

5) 屋上のストレージタンクについて伺います。「タンク本体は建設当時のままと考えられる。調理室の給湯栓を開けたときにさびが出るようなら更新する必要がある」との指摘がありますが、さびの具合はどうでしょうか。

6) 厨房機器は最新の物に交換されていると聞いています。調理器具への電力供給の回路数は何回路で供給していますか。また、調理器具の使用電力量総計は何キロワットになりますか。

3、公共施設等総合管理計画個別施設計画の進め方は。

平成31年3月の議員全員協議会で、柴田町公共施設等総合管理計画個別施設計画の策定方針等について中間報告が出されました。この計画は柴田町の今後を決める上で大変重要な計画ですので、その内容や理念について伺います。

1) この個別施設計画の作成目的は。

2) 今後の施設の方針を、新設、更新、改修、移転、民営化、指定管理、広域化、除却と分類していますが、その分類の基準は。

3) 納税者への公共サービスの公平性から見た場合、この計画への風当たりが強くなることが考えられますが、行政サービスの公平性をどう考えますか。

4) この個別施設計画を実施した場合、公共施設等総合管理計画が求めている延べ床面積の38%減は実現できますか。

5) 公共施設等総合管理計画の見直し時期は。また、個別施設計画の見直しは。

6) 10年以内の実施が多くあります。実施には建築物のライフサイクルコストを計算し、どの時期に何を優先的に行うのか、数パターンのシミュレーションを比較検討することが財政上の常識になると思います。どのような方策を考えていますか。

7) 先進地の兵庫県宝塚市、北海道室蘭市、東京都八王子市、長野県長野市、高知県高知市、福島県会津若松市、近くでは岩沼市などでは、公共施設等整備保全基金を創設して計画を実行しようとしています。柴田町でも必要と考えますがどうでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 1点を確認をさせていただきます。14ページの大綱2問目の4行目、「学校給食センター修繕計画」とありますが、「改修」とお読みしたようですが、「修繕」でよろしいんですか。

○7番（秋本好則君） 修繕計画です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長、3問目、町長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本議員、大綱1点目、まずお答えします。外国人労働者と外国籍の児童の現状についてということで5点ございます。

まず、技能実習生の外国人の数等でございます。柴田町において各年度末に住民登録があった外国人数は、平成28年度は171人、平成29年度は177人、平成30年度は204人となっていて増加の傾向にあります。

また、在留資格が技能実習となっている外国人は、平成28年度は15人、平成29年度は17人、平成30年度は24人で同じく増加の傾向にあります。

2点目、外国籍の児童数ですが、柴田町においては、令和元年度5月1日時点で町内小中学校に就学している外国人児童生徒は、小学校に1人、中学校に1人となっております。2人の児童・生徒につきましては、日本語をまだ十分に理解できない部分があるため、それぞれ日本語指導として外国人対応非常勤講師が加配により配置されております。

3点目、柴田町に住民登録を行う外国人の方につきましては、町内の大学に留学する方や企業への技能実習生等が多く、受け入れ先の関係機関が生活支援を行っているのが現状です。

また、個人で転入される方においても、日本語で会話ができる方が同伴で来庁する方がほとんどですので、転入後の生活支援についての相談はございません。

4点目、技能実習生は先進国である日本の技術や知識を開発途上国への移転を目的に制度化されているもので、単純労働は認められません。本年4月から導入された新たな在留資格制度、特定技能1号は人手不足を解消するために外国人材を受け入れるようになったものです。ただし、特定技能1号は家族の帯同は認められず在留資格は最長5年で、認定を受けるには技能試験と日本語能力試験に合格する必要があります。業種は建設、造船・船用工業、宿泊、農業、介護、ビルクリーニング、漁業、飲食料品製造業、外食業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備業、航空業の14種になります。本年4月からの新たな在留資格制度において特定技能1号資格での町への届け出はございません。

5点目、特定技能1号から特定技能2号に移行できるのは、制度では特定産業分野14分野のうち、建設、造船・船用工業の2分野のみに限られ、しかも熟練した技能を要する業務に従事する外国人に限られることから、急激にふえることは想定しておりません。いずれにしても、新たな在留資格制度のもと、監督庁である出入国在留管理庁や特定技能外国人を雇用する受け入れ機関、登録支援機関、公益財団法人宮城県国際化協会などの関係機関と連絡調整を図り、町でも関係部署と連携しながら対応することになると考えております。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 秋本好則議員の大綱2問目、給食センターの改修についてお答えしま

す。6点ございました。

初めに、柴田町学校給食センター修繕計画について確認させていただきます。本計画は、施設全体の現状を把握し、更新した調理機器の性能を十分に発揮して安全・安心な給食が提供できるよう修繕計画を策定したものであり、計画に基づいて優先度が高いと判定された工事から実施しております。

今年度は給気設備改修工事及び調理室の建物内の照明器具更新工事を行い、令和2年度は調理室の床改修工事及び内壁塗装工事などを行う計画で、そのほか、優先度のある工事もあわせて行い、文教厚生常任委員会や保健所からの指摘事項に順次対処することとしております。

それでは質問1点目、外部ダクトについてお答えします。

秋本議員ご指摘のとおり、調査結果で屋外露出ダクトはさび、劣化が見られたことから平成31年2月に撤去しております。今年度、給気設備の再稼働に向けて給気設備改修工事を実施し、夏休み期間中に撤去したダクトを新たに設置するとともに、室内のダクト清掃及び調理室の吹き出し口を撤去し、新たに設置します。なお、室内の給気ダクトにつきましては、外観の目視点検では保温材の傷みは確認されませんでした。工事の際に漏れや破損の調査も実施します。

2点目、ファンルーム内の送風機点検結果についてです。送風機本体は設置後37年が経過しており、平成23年の震災後に稼働させたところ、大量のごみが天井ダクトから落ちてきたため、その後、送風機を停止させておりました。平成30年8月に送風機本体の電源系統の確認をしたところ、動作することが確認できましたので、平成31年2月のファンルーム改修時に消耗部品であるファンベアリングやVベルトの交換をいたしました。その後、専門業者による送風機の動作点検を実施し、異常なしという判定が出ております。

なお、主な点検内容は、歯車のバランス確認、軸受けの振動、音響、発熱点検、Vベルトの状態確認、電動機の外観目視、振動点検などを行いました。

3点目、調理室の使用不可の時期についてです。調理室床改修の工事期間につきましては、学校給食の提供をとめることがないよう夏休み期間内に完了する工期で検討しております。

4点目、排水管の改修計画についてです。平成28年度に一部の排水管の布設がえを行い、布設がえをしなかった排水管については排水管の高圧洗浄修繕を実施し、カメラで排水管の状態を確認しております。現時点での排水管の状況は目立った逆勾配や詰まりなどはございません。令和2年度に調理室床改修工事を予定しており、露出している排水管などについては、床改修とあわせて改修する予定としております。また、床の土間や壁や柱の躯体内の排水管などについては、詰まりや臭気の発生の有無について定期的に排水ますからの状況確認を行い、適正な

維持管理に努めているところです。

5点目、ストレージタンクについてです。平成23年度に給水給湯配管改修工事を行い、地下埋設水道管と天井に布設されていた給湯管を調理室などの地上約3メートルに露出配管による布設がえを行い、漏水をしたときに早い段階で確認し修理ができるよう対応しました。屋上給湯設備のストレージタンクにつきましては、現段階ではさびが出るような状況はなく、定期的に水質検査も実施しており、検査結果は適正となっております。今後も定期的に確認し、適正な維持管理に努めてまいります。

6点目、電力供給回路等電力量についてです。平成26年度から平成29年度までの4年間で蒸気回転釜や連続揚げ物機などの調理機器と食器・食缶消毒保管庫や食器・食缶洗浄機など衛生環境の保持のための大型厨房機器をリースにより導入しております。

学校給食センターの電力供給は、冷凍・冷蔵庫を初めとする既存の調理機器とリース調理機器のほか、換気設備、空調設備、汚水処理設備など144回路、最大消費電力量おおよそ320キロワットで稼働しております。給食センターの使用電力量総計には事務室や会議室の照明使用電力も含まれておりますが、ほとんどは調理機器の使用電力であり、平成30年度の電力使用量総計は21万6,418キロワットとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点目、公共施設等総合管理計画個別施設計画の進め方について7点ほどございました。随時お答えをさせていただきます。

1点目、目的でございます。町ではこれまで整備してきた公共施設等の老朽化が進んでおり建てかえや改修等に多額の費用を要することが見込まれます。一方、少子高齢化の進行等により財政状況は今より一段厳しくなることが予想されます。そのため、町では、平成29年3月に柴田町公共施設等総合管理計画を策定し、40年間という長期的な視野での管理方針を定めました。今回の個別施設計画は、各施設の現状を把握し、今後、10年間の施設ごとの方針を定めるものです。いずれの計画も将来にわたって持続可能な行財政運営が可能となるよう財政負担の軽減や平準化を図ることを目的としております。

2点目、町が掲げる大型プロジェクト、施設の建築年数や劣化度、町としての施設の重要度などを考慮して新設、更新、改修など物理的な手法に分類し、また、社会情勢の変化に対応するため民営化、広域化など運営面での手法に分類しております。

3点目、今回の個別施設計画においては、新設、更新され新たな行政サービスが受けられる施設が多くあること、一方、公共施設等の供用廃止の対象となる施設が少なく、また移転する施設についても現在の機能を維持したまま複合化を図り、新たな施設としての利用サービスを受けられること。さらに、民間活力の導入や広域化による効率化が図られることから、行政サービスの公平性を損なうことはございません。そのため、この計画への風当たりが強くなることは考えておりません。平成31年4月18日に開催した行政区長会議において、公共施設等総合管理計画の策定方針等について中間報告をさせていただきましたが、特に異論は出されておられません。

4点目、延べ床面積38%の削減目標は、公共施設等総合管理計画における40年間での目標であります。また、公共施設等総合管理計画は総務省が公表している公共施設等更新試算ソフトを利用し策定しております。この試算ソフトは、地方公共団体の規模にかかわらず簡易に更新費用が試算でき、かつ将来の財政運営の参考となるよう開発されたものでございます。ただし、物価の変動や国庫補助制度の変更等の要因は考慮されておりません。さらに、今回学校の大規模改修を補正予算でお願いすることになっておりますし、また地方創生拠点整備交付金、太陽の村の改修、それから庁舎の耐震化などこれまでにない国の有利な支援策が活用できることとなり、計画より前倒しでの事業の実施が可能となったことから、必ずしも延べ床面積の削減目標値38%という数字に厳格にこだわらなくても財政負担の軽減や平準化が図られるものと考えております。

5点目、公共施設等総合管理計画の見直し時期は、おおむね10年程度を目安に行うこととしていることから、見直しの根拠とする意味でも個別計画の期間を10年間としております。しかしながら、総務省の指針では必要に応じて総合管理計画の見直しを求めていますので、個別施設計画についても施設等の劣化や重要度、国の財政支援など時々刻々と変化する社会情勢に対応して適宜必要な見直しを行ってまいります。

6点目、3月の議員全員協議会でお示ししましたが、施設の方針はあくまで現時点での個別施設計画のたたき台でございます。現在、昨年度に実施した職員による施設の現状点検の結果をもとに施設データの分析やライフサイクルコストの算出など専門性の高い業務を業者に委託し、検討を重ねております。その結果を踏まえた上でこれまでの施設の取り扱い方針の再検討を行い、さらに議会への説明や住民懇談会で住民の意見を伺いながら最終的には策定委員会で審議し、決定をしてみたいと考えております。

なお、具体的な個別施設計画の実施に当たりましては、住民にとっての公平性の観点や住民

や利用者の合意形成の進捗状況が実施時期に大きな影響を及ぼします。また、国の公共施設に関する修繕や更新、大規模改修といった長寿命化に係る有利な支援措置の採択状況や町の財政事情等によってその優先順位が大きく変わらざるを得ません。こうした財政運営の実態から建物のライフコストを計算し、緻密な数パターンのシミュレーションをして比較しても余り意味がないと思っております。

7点目、確かに公共施設の管理に要する費用を確保する1つの方策として公共施設等整備保全基金を創設し、予防保全型の施設管理に転換できることが理想ですが、残念ながら柴田町の財政状況では新たな基金を創設できるだけの資金的余裕はまだまだございませんので、当面は既存の施設の維持管理については緊急に対応しなければならない場合も多いことから、その修繕等につきましては従来どおり、17億円を確保できました財政調整基金等に対応し、公共施設の適正な管理に努めたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、外国籍の児童のことについてお聞きしたいと思います。

今の答弁から見ますと、小学校で1人、中学校で1人と、合計2人いらっしゃるということなんですが、日本語がうまくできないということなんですが、これについてはどのような支援、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 小学校にいる児童に関しては、中国から来られた児童ですので中国語が堪能な非常勤講師を1人配置をしております。ただ、常時この講師がついているわけではございませんので、あとはクラス担任とそのほかの教員で対応させていただいております。

中学生のこちらはフィリピンから来られた生徒ですが、槻木小学校に最初入られて今回中学校に入学されておりますので、ある程度、日本語は理解できる形になっております。中学校に入りまして英語が外国語として授業がありますのでそちらはほかの生徒の手本になるような発音をされておりますので、そういう意味では楽しく授業をしているということは聞いておりますが、ただ、やはり教科書が日本語の教科書だけですので漢字等、そういう部分では支援が必要だということで、こちらもそういう非常勤の講師が1人、配置をされている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も宮城県内におけるサポートについて調べてみたんですけども、宮城県国際化協会というのがありましてそここのところのを読んでみると、そういった日本語ができない児童の方に日本語を教えるときに、日本語指導の経験を持たない、やったことのない教

員が校内だけでそれを対処しようとするのは非常に危険であるというふうに書かれているんですね。ですから、できるのであれば、日本語指導の経験を持った方がそういったことを行うのが一番いいのかなと思うんですが、そういった日本語指導の経験を持っている教員、そういう方たちというのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 専従で日本語教育を行うという職員は今までは配置はされておられません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私もことしの桜のシーズンのときに船岡の駅で英語のボランティアをやっておりまして、余り長い期間ではなかったんですが、そのときに角田市のアイリスに行っている方がちょうどいらしてしばらくお話ししていたんですけれども、アイリスさんですと、入れかわり立ちかわりいろんなところから来ていてかなり日本語もそこで学んでいるということなんで、そういう方ですと、今のところないのかもしれないけれども、これからそういう児童というのはかなりふえてくるような可能性を私は感じたんですね。ですから、そういったことを柴田町でも準備しておくべきだなと思ったものですからこの質問をやらせていただきました。

先ほどフィリピンから来た方が小学校に入って今、中学校という話があるんですが、年齢超過の問題というのがたしか日本、年齢超過、例えば入国時期で15歳以上で来日した場合、あるいは母国で中学校卒業してきた場合については中学校に入れないと、もうそういうことがあって、例えば日本で春先に年度入れかわるんですけれども、中国の場合、6月に入れかわる、欧米でいくと9月に入れかわるという形で、その時期に来たときに日本のシステムとうまく合わなくて、例えば小学校に入ってもう少しここで勉強したほうがもっといいのかなと思っていても、もうこの方が中学校出ているとそこに入れていただくということができないとか、そういう仕組みになっているという話があったんですが、そういうことは現場のほうではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回の特定技能という絡みでの外国人がふえるだろうということで文部科学省のほうからの通知がございます。やはり年齢超過、例えば今、議員さん言われたように中学校卒業してきた方でも日本語の学習が必要だということであれば、各教育委員会においてはその児童生徒の必要とされる場合には学校に受け入れを可能ですよという通達はあり

ますので柔軟に対応すると。ですから、本来の年齢であれば、本来5年生になる、4年生になる。ただ、その子の日本語の能力からすれば、その学年に入れることがその子にとっては厳しい場合には学年を変えることもできるという柔軟な対応をしていいですよという通達がございますので、その児童生徒に対応した形で受け入れをしている状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それを聞いて安心しました。ほかの地域でそういった外国籍の児童をどう受け入れするかというのを調べてみたことあるんですけども、例えばこれはある県のやつなんですけど、かなり日本と外国では習慣が違うということで、例えば人を呼ぶときに、日本ではただこういう形で呼びますけども、これは外国に行ったら追っ払うようなしぐさになってしまう。あるいはアジアのある国ですと、日本だったらよくできたねと頭をなでてやるんだけど、その国では頭をさわらせるというのは非常にタブーになって嫌っているという習慣の違いもあるんで、そういったことをあらかじめ調べた上でやるべきだということが書いてあったんですけども、そういったことは一応認識されているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ことしはフィリピンから来た生徒、それから中国から来た児童ということなんですけど、昨年、インドから来られた児童がおりました。やはり生活習慣が違うということでトイレの使い方も違ったようです。ですので、そういう意味では、先ほど外国人対応、非常勤講師ということで対応しているということなんですけど、非常勤講師の方は日本で生活する上で日本の習慣としてこういうことですよという、そういう生活習慣等も非常勤講師の方が児童生徒に教えていくという部分も担っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これはちょっと国のほうで出している、文部科学省で出している資料なんですけど、市町村の数で日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村の数というのを調べてみると、53%、約53.6ですから54%ぐらいの市町村でそういった方が在籍している。柴田町もこれに入ると思うんですけども、そういったところで必要な言葉とすると、フィリピン語が一番多いんだそうですね。ですから、そういった外国籍の習慣も違ってくることがありますので、国のほうでもその分の配置、教員については3分の1の給与を負担するというようなこともありますので、ぜひいろんなことを利用しながら進めていただければありがたいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

2番目、給食センターについてお聞きしたいと思います。

給食センターの中で先ほどのところで床の改修なんです、これは夏休み中に終わらせるということであれば、②の8月末までに全部終わらせるという、そういうパターンでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 修繕計画の中ではいろんなパターンでの修繕の方法を提示していただきました。やはり床を改修する、水がたまったり、そういうことでふぐあいが出ているということで床を改修するのであれば、勾配等をもう一度取り直して左官工事を含めてやった場合に2カ月から3カ月かかるということでの提示がありました。

ただ、学校給食センター、一番は給食をとめるわけにはいきませんので、今現状問題になっているのが剥離等、床が剥離をすることによってそこに水がたまっている。そこで衛生的ではないという指摘を受けていますので、まず今回の床改修に関しては勾配等まではとらなくても、その剥離等をもう一度きれいにするによって衛生的に使えるということも言われておりますので、工期を考えれば左官工事を入れない床工事ということで夏休み期間で終わるようなことで今検討しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、既存のままで部分的な補修でいくという形かなと思うんですが、そうすると、前のレポートの中で床を一部配管を直して部分部分の補修をしたというような写真が載っかっていまして、このところによく風呂場で使うようなお碗型のトラップというのがあってそれで臭気をとめるのがあるんですけども、こういったものはドライシステムですと、きかないんですよ。水がそこにたまっていて初めて臭気が上がるのをとめるという形なものですから、そういったものはきかないと思うんですけども、臭気のこととは問題はないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今の給食センターは、もともとウエット方式ということで床がつくられておりまして、議員がご指摘の排水口等も床を回っているという部分があります。今回、改修をしてドライ方式に直すという部分ではなく、あくまでもウエット方式の床を改修して水がたまらない方式ということで改修の予定ですので、排水口もウエット方式のままの排水口を生かすという形に考えております。ですので、その辺は問題ではないのかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） はい、わかりました。私は完全にドライに移行するのかなと思ったもん

ですから、そうすると、ウェット、水がたまって初めて機能する椀トラップではどうかと思ったものですから聞いてみました。

この調査のレポートを見ますと、排水管については、かなり大きなクエスチョンマークがついているような書き方になっているものですからやってみたんですが、そうすると、今の排水管についてはさびは出ない、問題はないというふうに受けとってよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） さびに関してはストレージタンクかと思うんですが、排水管ですよ。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 補足します。ストレージタンクのほうは給湯だと思うんですけど、今は床排水、排水管ですね、躯体内に入っている排水管とか、床下に埋め込まれている排水管、その排水管についてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回建築センターに見ていただきました。建築センターのほうで目視できる部分に関しては、やはり問題、今のところは大丈夫だと。ただ、躯体内等は確認できないので、その部分は耐用年数を考えれば交換が必要と思われるということなんです。先ほど答弁したように、排水管のほうも常日ごろ、詰まりがないかとかということは確認はしておりますので、今のところは、そういう意味では排水管としての機能は十分満たしているということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 躯体内に埋め込まれた管というのはもうどうしようもないこと、あるんですね。ですから、30年たってくると、まずどこかに穴あいていると考えるというのも普通かなと思うんですけども、そうしたときに、躯体内にしみ込んだ雨とか水、そういったもので躯体そのものがだめになってくることも十分考えられますので、その辺は十分に注意していただきたいと思います。

それと、このレポートの中で冷蔵庫について指摘しているんですが、先ほど冷凍庫については改修されたということなんですけれども、冷蔵庫のほうですね、こちらのほうでは冷蔵庫が冷蔵状態を保っているのかどうか再確認する必要があると書いてあるんですけども、これは先ほど言われた冷凍庫の意味だったのでしょうか、その辺、ちょっと教えてもらいたいです。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 給食センターのほうにはもともと冷蔵庫と冷凍庫、両方ございました。冷凍庫のほうは、やはりもともと冷やす機能が落ちてしまったということで、こちらは予備費のほうで対応していただくということで一度修繕をしております。冷蔵庫のほうも、やはり同じ時期につくっておりますので壊れてしまってから直すのでは遅いということで、昨年度、予算化をしてこちらは修繕を終わっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） はい、わかりました。その辺はオーケーということだと思いますが、屋上のストレージタンクについてもさびの問題が指摘されているんですけども、こちら辺は問題はないと考えてよろしいのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） やはり同じように建築センターのほうの職員に屋上に上がっていただいてタンクを見ていただきました。ただ、やはり37年たっているということで外観的にはそれなりの外観にはなっております。ただ、給湯配管に関しては、ボイラーから、その部分に関しては改修等、おのおのかけておまして今のところ、さびは出ておりません。ですので、今のところは洗浄機とか、そちらで使うものに対しての給湯に関しては問題はないというふうになっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） そうすると、給湯栓を切られてもさびは出ないんですね。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） はい、給食センターのほうでは、そこを常日ごろから確認をしておりますので、今のところは問題ないということになっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） はい、わかりました。それで、調理器具について先ほど320キロワットという話なんですけど、これは調理器具だけの使用電力量なのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） こちらは給食センター全ての電気を使うものに関して全ての回路ということで320キロワットということになっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） 調理器具だけ計算すると、幾らになるかわかりますでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 調理器具だけということになりますと、例えば代表的な電気量ということになれば、例えばスチームコンベクションオーブンというのがあるんですが、そういうものであると、6.9キロワット、1時間当たりということになっております。ただ、全て足した合計になっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） 済みません。そうすると、6.9キロワットで全ての調理器具の合計ということですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 今、代表的な調理器具を言ったんですが、今回全て給食センターで使用している厨房機器全て、それから先ほど言ったような形でその他のコンセントとか、そういう全て含んで、給食センター全てで使っている電気量ということでそういうふうになっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） そうすると、総計320の中の、例えば8割とか、そのくらいが調理器具に使っているという形なんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 大半が調理器具のほうが電気使用量は多いということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） それで、私が心配しているのは、これほかの、例えば角田市とか大崎市、七ヶ浜町、そういったところの、あそこも全て電気でやっているものですから電気の調理器具調べていってその合計出してみたんですね。そうして柴田町の電気のほうと比べると桁が違うんですね。契約されている、例えば320が全体の契約量だという話でしたけれども、角田市でいったら2,011、大崎市でも3,900、七ヶ浜町でも880、約900、そういったものに比べて柴田町は百二十幾つですね。ですから、この電力量で本当の最新の機器が100%調理能力発揮できるものなのかどうか、それがちょっと心配だったものですからお手数かけたんですが調べていただいたんですが、何か柴田町はあそこは設計上は何食まで対応可能なんでしたか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 柴田町の学校給食センター、当初は6,000食対応ということになっておりました。それで、今、角田市、大崎市、角田市はオール電化ということになっており

ます。柴田町の学校給食センターは、蒸気、つまりボイラーで沸かしたお湯を使って、蒸気を使って使う厨房機器もあれば、ガス、オーブンなんかはガスを使っております。ですので、電気と重油とガスを使って通常調理をしておりますので、オール電化ではございませんので電気は当初からそういう3つの電気、ガス、重油というようなものを使っていますので電気の量が少ないというのはそういう意味があるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、多分新たに入れられた調理器具類がいっぱいあると思うんですけども、それらは十分に活用されていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 新たに入れた調理器具の中で電気というふうな形で一番使うのが食器・食缶消毒保管庫になりますね。以前はこれはスチームを使っておりました。ただ、電気のほうが一つ一つ、一斉に電力を使わないように順番で稼働させることによって電気量が上がらないという形で今、使っておりますので、最新の中で電気を使う食器消毒保管庫に関しても電気が一気に上がらないような運用をしておりますので、この電気量で済んでいるのかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それは私もそこを心配していたものですから、例えばそこに働いている方々が、そういう全体の電気量を注意してぴりぴりしながら作業されているという実態を伺ったんですね。そうすると、余計な心配までかけているということをしたら本当にどうなんだろうかと思って、先ほどの排水の件も躯体内に入っているものは多分だめでしょうとなっているのであれば、これはもう優先順位をもう一回考えてもらってなるべく早く建てかえるという形にすればいいと思ったものですからお聞きしました。

あと、今の問題で質問でなかったんですけども、今の給食センターの建てている場所、あれの用途地域について教えてもらいたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 現在ですが、第1種住居地域となっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これは既存不適格になりますね、既存不適格かと思うんですが、給食センターを建てる場所としてはですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この給食センター、昭和55年建築ですので、今の第1種住居になったのが都市計画法と建築基準法が変わった平成5年でございますので、当時は住居地域扱いということでございまして、特に原動機の使用の定めですね、それがなければ建築はできたということだと思います。ただ、建築基準法の48条の許可、恐らくは得ているもんだと思いますが、その辺は私、突然なので確認はしていませんが、取っているとすれば、当然、今の場所に1.2倍まで増改築はできるということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 通告どおりにひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） はい、わかりました。時間があるのであれば、今の状況で合わせるのであれば、用途時期を見直すことも十分考えられるのかなと思ったものですから検討をお願いしたいと思えます。

3問目に入らせていただきます。

個別計画についてお聞きしたんですけれども、今、この中身、よく見ていきますと、先ほど町長の答弁の中に延べ床面積の38%減というのは40年後の姿だというふうになっているんですが、これは今、38%減額しなければ金額が10.6億円ですか、平均でそのくらい不足に出ますよということは、そうすると、今、40年後に38%減、今、38%減じゃなくてこれから順を追って38%に行くということじゃなくて、40年後の先で38%ということは今、もっとかかるというふうな、公共施設等管理計画の金額についてはそういうふうな受け取り方でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 延べ床面積38%削減については、40年かけて38%という形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それで、この中間報告見ると、東船岡小学校について長寿命化のための大規模改修を実施というふうには書いてあるんですが、最後のその他の長寿命化計画を見ると、⑥のところに柴田町学校施設等の個別計画については、平成70年度、31年度から70年度にかけて作業をするというふうには書いてあるんですが、この東船岡小学校については別格扱いという形で動くということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） この個別計画については、公営住宅、公園、橋梁、水道、あと下水

道と学校の施設等については長寿命化計画、個別の計画に合わせていくということで考えておりますので、学校は学校で個別計画があります。それを取り込んで町の個別計画のほうに入れていくという形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、その他の長寿命化計画に出ている柴田町学校等施設の個別計画というのは、これは何をつくることになるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会のほうで、やはり学校施設の個別計画を公共施設等総合管理計画に基づき個別計画として策定をするということになっておりますので、そちらは学校の施設ということで校舎、屋内体育館等含め今後の整備計画ということでこちらで策定をするものになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 何かちょっと私が理解ができないのが、今、教育総務課のほうで個別計画をつくるという形になっているんですけども、こちらのほうでは東船岡小学校については大規模改修をやりますというのが、どうもちょっとそこがわからないんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） うちのほうでつくる個別計画においては、まず東船岡小学校の大規模改造が今回国のほうの補正予算がつく前での話でしたので、それが最優先事業になるということで、この柴田町の中で学校の中の最優先事業ということでそちらに掲載をさせていただいております。

個別計画においても、各学校の大規模改造ということでの事業計画を策定しているものです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ちょっと私は、例えば個別計画というのは、公共施設等総合管理計画に基づいて各施設の個別のものを優先順位、あるいは年度を踏まえた上で平準化するために計画をつくるんだと理解していたんですけども、そういうことじゃないんですか。例えば補助金がつけば、その計画、つくる前にどんどんどんと先倒ししてやっていくということになっちゃうと、収拾がつかなくなって本当に全体の計画が整合性とれなくなるんじゃないかという危惧があるんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ですから、この議論でいつも公共施設管理計画、つくるのは簡単ですけ

ど、先進自治体でも実際に当てはめてやるのは難しいと何回も答弁をさせていただきました。繰り返しになりますけれども、全ての予算が町長が全て対応できればいいんですが、残念ながら、この改修、修繕、大規模改修は国の制度に左右されるということでございます。

ですので、緻密な計画をつくっても国の有利な制度があれば、例えば順番としては落ちていてもこの際、やったほうが後々の財政負担に影響がないということであれば一気にやるということでございます。今回は予想もしなかった東船岡小学校が国に挙げた2年前かな、挙げたときはつかなくて、これは普通の補助金ではつかなかったんですが、強靱化政策という別な有利な補助金でついたということでございます。それだけではないんですね。柴田小学校も西住小学校も船迫中学校も本来の計画であれば、一つ一つ大規模改修でやっていかないと財政的には難しいという状態だったんですが、一気に予算がついたということであれば、当然、3分の1補助は変わりませんが、あとの3分の2は全て起債が打てると。その起債が打った中の半分は国で面倒見るということでございますので、優先順位をきちっとつくっても財政事情によってその優先順位を変えてやったほうが後年度の財政負担の軽減になるということですので、先ほど言った38%にこだわらなくてもこういう有利なものを使っていけば、財政の軽減を図れますし、それから財政の平準化も図られるということでございます。ですから、きちっとした優先順位をつくっても財政状況によって変わらざるを得ないというのが悲しい地方自治体の現状だということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、公共施設等総合管理計画をつくっても無駄だし、これから個別計画をつくっても無駄だということをおっしゃって今、聞いたような感じがするんですけども、それでいいのかなと私は思っております。例えば長寿命化しますよね。長寿命化するときには、今までとどこがどういうふうになるのでしょうか。財政上のコストの計算です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 長寿命化しますと、当然、更新する費用が延びるということですね、更新時期が。そうすると、財政的には平準化されていくということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 建物の寿命が延びることかと思ったんですけど、どういうふうに、具体的に言うと、どういうふうになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 当然、施設について寿命が延びると。延びれば、それだけ財政負担

が平準化するというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 長寿命化の工事をするために何年延びて、長寿命化計画は大体どのくらいの、例えば新築の工事があったとすると、そのどのくらいの規模で長寿命化工事はできると思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今のところ、コンクリートを考えた場合、60年、70年と考えた場合に、長寿命化すれば10年程度延びるのではないかとということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） RCの場合でいくと60年、これを長寿命化工事をすることによって70年から80年まで延ばしたいということで、このマネジメントあるいは個別計画が、全て計画はそのようにつくられているはずなんです。そして、80年、ライフサイクルコストとした場合に、その真ん中の40年で長寿命化してぼんと上がる場合と、その真ん中に個別の小さな改修をやっていって長寿命化の真ん中の工事費を抑えるという形に持っていって平準化をする。そして、それを何パターンかつくることによってどのようにすればいいのかということは、平準化するというのはそのことだと思うんですけど、それを各学校、各施設ごとにそれを繰り返していってどのような優先順位、どのようなパターンをすればこれから40年間、柴田町の財政を健全に保てるのかということをやることが、この個別計画あるいは公共施設等総合管理計画の目的かと思うんですけど、それは違いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 議員おっしゃるとおり、長寿命化のパターンですね、仕方については、当然、工夫していけばどのくらい財政的に平準化になるか、それは比較できるかと思えます。それも大変重要だと思います。ただ、その時期がいつになるかはちょっと財政的に、町の財政等を鑑みた場合に40年の時期にいいのか、20年の時期にいいのか、そういうのもいろいろ検討してみないとわからないので、秋本議員おっしゃるとおりにそのパターンを見ていくのはよろしいかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） この個別計画はパターンをつくるためにこの計画を練るんだと、これは多分国のほうの指針も同じだと思います。例えば長寿命化計画で仮に100万円で新築したとすると、長寿命化計画するときに長寿命化の工事はどのくらいかかると思いますか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（鈴木俊昭君） そこまでちょっとわかりかねます。100万円のものを作ってその長寿命化の費用、その建物によって違うかとは思いますが、ちょっと今のところ、判断できません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） これは国土交通省のほうで資料を出しておりますのでそれをぜひ読んでいただきたいと思えますし、民間のほうでも建築保全センター、ほかの先進地域の資料を見ると、ここの資料を使ってシミュレーションやっているようです。これの31年度版というのが新しく出ておりますのでぜひこれを見ていただいて、そして、これから40年の財政計画を立てていかないと、例えばパターンを何パターンかつくってやっていかないと非常に危険を私は感じるんですね。ですから、例えばさっき100万円と言ったのかな、新築のときに。そうすると、大体55から60%ぐらいの費用で大規模改修、それだけお金かかるんですよ。新築、これ鹿島建設で出しているんですけど、新築費用はライフサイクルコストを計算すると16%にしかすぎないと言っているんですね。そうすると、新築工事の6倍強がこれからライフサイクルの中にかかってくると。これを柴田町に建物何百棟とありますね。これを全てやっていったときに膨大な数になるわけです。ですから、これを平準化していった無理がない財政計画を立てていくというのが財政当局の責任だと思うんですけど、どうでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 計算上はできますけど、現実に行うことは無理なので多分無駄な計算になるのではないかなというふうに思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） これ記録に残るのでぜひお願いしたいんですが、やっても無駄だと言われるのは初めてなもんですから、これは多分中継でいろんなところが見ていると思うのでこれからどういう反応が出てくるか私も楽しみにしたいと思うんですが、例えばこの中間報告の中に建物についてのもが出ておまして、例えば建物の中の公営住宅についていろいろ出ておりますが、公営住宅の場合ですと、国土交通省のほうで住生活基本計画というのが平成18年から出ておまして21年に閣議決定されているんですが、この中に公営住宅の供給の目標量の設定の仕方というのがあるんですが、それはごらんになっているでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 都市建設課では当然見えています。ただ、財政当局にそのものの

資料は提供はしていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これも先進地域、いろいろ私も調べてみますと、住生活基本計画の中でこういうことが書いてあるんですね。地方公共団体は、常にその地域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときに、公営住宅の供給を行わなければならない。それで、やり方とすると、市場において、これはマーケットなんですけど、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握すること。その上で当該世帯の居住の安定の確保のために必要な公営住宅の目標量を設定することとなっているんですが、これは設定されているわけですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 平成32年に実は長寿命化計画の見直しですね、あります。それで、住宅等供給量の調査が同時に行われるということになって、そのデータがまさしく今、議員言ったとおり反映されていくということになります。そこでもって需要量なんかも算出されるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、そういったことが建物の個別施設計画に反映されているんでしょうか。ここにもう出ているのがあるんですけども、これは反映された結果なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 町営住宅につきましては、個別施設計画のほうに方針という形でさせていただきます。ですが、今、都市建設課長が話したとおり、今後、計画を立ててまいりますのでそれもあわせて取り入れていくという形になってまいります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、この個別計画とこれからつくっていくマスタープラン、そして、立地適正化計画の都市機能誘導地域、居住誘導地域といっぱいあるんですが、そういったものとの整合性というものをどのようにとっていくつもりでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 当然、長寿命化計画作成するときにそういったことの要素を取り入れながら作成するわけでありまして、当然、整合というか、倣った形でという形になる

うかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、出てくるときは大体もう中身は整合されているというふう
に考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） うちのほうで作成するのが32年度にスタートするという
こと
でございますので、個別施設計画、出ていった時点では現在の形のまま出ていくということ
になりますので、計画ができれば見直し等が出てくるのかなというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 適正化計画が32年からということで、これの中間報告のやつを見ると、
この計画の策定時期はことしの12月になっているんですよ。それから片方は終わっている、
それからこっちが始まるということになってくると、整合性とれるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 現在持っている長寿命化計画自体が31年末まで有効という
こと
でございますので、うちのほうは32年からということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほど町長言われたように、これからいろんなシミュレーションつく
つても全く無駄だと言われると、これから質問することも無駄な質問になるかもしれない
んです
が、例えばこれの中間報告を見ると、10年以内というのがかなりの数に上っているんです
が、
この優先順位というのは国が予算つければそれをどんどん優先して行ってこれは優先順位
は
関係ないということなんですか、それともある程度、財政を平準化していくためには優先
順
位を
考えて施行順位をつくっていくということなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり一番は国の財政支援があるものから優先せざるを得ないと。それ
が柴田町の将来の財政負担の軽減につながるということでございます。庁舎につきましても、
32年度までに緊急減災・防災事業債、国はここで打ち切るというふうに言われております
ので、何が何でも32年度に耐震化、給排水施設の改修を行わなければならないと。これにつ
きま
しても100%起債の70%を地方交付税で面倒見られるという有利なものですから、こうい
う
制度を利用してこそ、ライフサイクル計画を立てる以上に有利だということも町民の方
に、
インターネットで見ている方もいらっしゃるでしょうから、計算どおりにはいかないんだと。

先進自治体が困っているのも計算上、緻密につくっても実際現実に動かすとなると財政3割自治の悲しさで、国のそういう制度があれば飛びつかざるを得ないということでございます。飛びついたことによりまして、先ほど言ったように優先順位は低くてライフサイクルコスト上は余り有利ではないかもしれませんが、財政上は大きな財政軽減になるということなので、ここに書いてある順については、国の制度が使える分を優先させていただいてやっていくということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 多分そういう答えかと思っておりましたけれども、財政の考え方として、悪く言えば出たとこ勝負というところも考えられなくないので、例えば計算していたのが全然予算がつかなかったということになってきたときに、先ほど財政課長からありましたように、ライフサイクルの寿命の真ん中で大規模改修をやっていく、そういったものが計算しないでやっていけば、ある一時期に物すごく重なってしまうということも十分考えられるわけですね。そういったことも私は非常に危険だと思っているんですけども、そういったことも想定しながらやらなくちゃいけないと思うんですけども、そうなる危険性というのはないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 国はこういう公共施設管理計画とか、それから長寿命化計画ということを出しますと、ある程度、予算を確保してこの予算をなるべく自治体に使ってもらいたいということが働くのが普通なんです。ですから、柴田町もそういう制度を使って前倒しでやってきましたので、国がその場限りの政策になりますと、うちのほうもその場限りの政策になりかねませんが、これは国の制度なのでやむを得ないのかなというふうに思っているところでございます。ですから、後で困るということよりも、前倒しで前倒しで柴田町はこの国の制度を使ってなるべく将来に負担が行かないように、平準化が一気に崩れてある時期に支出が多くならないように気をつけていきたいというふうに思っております。

国のほうもきちっと将来にこういう改修、修繕、更新、新築というのをパッケージで10年間でも示してくれるのであれば、うちのほうの老朽化の度合いですね、この時期にこういうものって計画できるんですが、国のほうも場当たり式にこういう制度をつくりますので、我々はそれに振り回されざるを得ないし、振り回しても積極的に使っていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに国の制度を、国の言うことに従っているからこうなったので、こ

うなったというか、やっているの、全て国の責任だというのであれば、地方自治体の責任は何もないんですね。国は地方自治体の将来について責任を負ってくれません。あくまで地方自治体は独自で考えていくしかない。ですから、私が先ほど言っているように、これから40年間の平準化を考えていってそういった偏りがないように、今、ある程度、いろんなパターンを考えながらやっていくべきと私は思っております。財政課としてどういうふうに思われますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今、町長言われたとおり、やはり補助金は重要な財源でございます。それを優先するのは当然でございますが、ただ、この10年間の公共施設計画策定に当たってはそれも考慮しながら、やはり平準化のパターンも考えていかなければならないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひそうしてほしいと思います。その折に、平準化を考えるとどの段階で大規模改修を入れるのか、そのときに費用がどのくらいかかるのか、この金額を入れなければ全体のシミュレーションできないんですね。いつやるかということも必要ですけどもそのときに幾らお金が必要なのか、そのためには今、どのくらいお金を蓄えてどのくらいから、今のうちから持つておかななくちゃいけないのかということこれからやっていくことが柴田町の、例えば40年先の町民に対する今現役の我々の責任だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 残念ながら40年先の国の制度がどう変わるかわかりませんので、それは理論上は可能でしょうけれども、我々実際に財政運営をする場合には、それは困難だと言わざるを得ません。やはり有利な国の制度が出れば、それに使いやすいように工夫して国に採択してもらおうということではないかなというふうに思っております。

一番いいのは、太陽の村の大規模改修です。2年前はボルダリングを使って、ボルダリングという政策を使って太陽の村の改修、単独では難しいので提案をしましたが却下されました。でも、今回はランバイクということで同じ、中身は同じなんですけれどもデザインを変えることによって採択されたということでございます。

ですから、こういう工夫をしてなるべく町は国の有利な制度、国は面倒見ないとおっしゃいますけど、逆なんです。今、国は地方自治体の面倒を見ると。ただし、そのときには創意工

夫のある提案をすれば、積極的に応援するというスタンスでございますので、国が面倒見ないということはありませんので、柴田町は国の制度をうまく使って、本来町で用意しなければならない財源についてはなるべく国の財源を使ってやったほうが財政的には平準化されますし、将来負担は余り大きくならないで済むということについて議会にも、もちろん、町民の方にも住民懇談会で説明させていただきたいというふうに思っております。そうすれば、恐らく住民の方々、区長さんもそうですけど、柴田町の今のやり方でやむを得ないというふうになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も補助金を使うなどは一言も言っておりませんので、補助金を使ってやれるところはやっていいんですけれども、これから今の子どもたちに対する責任、これは現役の我々の責任だと思います。サステナブルコミュニティ、先ほどSDGsがありましたけれども、サステナブルコミュニティが築けるようにこれから持っていくのが我々の責任だと思いますので、忘れないようにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

3時再開といたします。

午後2時43分 休 憩

午後3時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱1問、質問いたします。

中学校の運動部活動に部活動指導員の活用を。

平成30年3月に、スポーツ庁が運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを定めました。本ガイドラインの3「適切な休養日等の設定」には、次のような基準が示されています。

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日

曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度、長期の休養期間を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。

しかし、日頃行われていない朝の練習は、中総体が近づくと校長先生の判断で実施している学校もあると聞いています。本町の部活動はガイドラインに準じて活動を行っており、トップアスリート育成事業で仙台大学の専門知識や人材を活用して生徒たちに指導もいただいておりますが、より効率的・効果的な活動ができ、先生方の負担軽減ができる部活動指導員の活用が必要ではないでしょうか。

そこで質問いたします。

- 1) 本町における中学校教員の平均超過勤務は。
- 2) 運動部活動外部指導者派遣事業の学校ごと、種目ごとの登録状況は。
- 3) 生徒の自主的、自発的な活動の場として、町内外のクラブチームやスポーツ少年団・道場等で、より高い水準の技能や記録に挑んでいる生徒もいますが、今後、総合型地域クラブと連携をした取り組みはできませんか。
- 4) 中学校の運動部活動に部活動指導員の活用を。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 桜場政行議員の大綱1問、運動部活動についていお答えします。4点ございました。

1点目、中学校教員の平均超過勤務についてです。宮城県教育委員会では、教職員の働き方改革に関する取り組みとして正規の勤務時間外の在校時間が月80時間を超える教職員を、2021年度までにゼロとするという目標を打ち出しました。

町内3中学校の昨年度の事務職員と栄養教諭を除いた教員の時間外勤務についてですが、1人当たりの年間平均が約666時間、一月平均で約56時間となっております。

2点目、運動部活動外部指導者についてです。運動部活動外部指導者派遣事業は宮城県が実

施する事業で、運動部活動において教員の技術指導の一部を補完するため、地域に在住するスポーツ指導者やスポーツ経験者を中学校の外部指導者として派遣し、学校と地域が連携し、運動部活動の充実と教員の指導力向上を図ることを目的とした事業です。

柴田町の直近3カ年の事業活用状況ですが、平成29年度は3名で、船岡中学校の女子バレーボール部と船迫中学校のソフトボール部、バドミントン部にそれぞれ1名、平成30年度は2名で、船岡中学校の女子バレー部と船迫中学校のバドミントン部にそれぞれ1名、令和元年度は2名で槻木中学校のバドミントン部と船迫中学校のバドミントン部にそれぞれ1名となっております。

3点目、総合型地域スポーツクラブとの連携についてです。国のスポーツ庁のガイドラインでは、生徒の多様なニーズを把握するとともに、運動部活動への参加を高めるために活動内容や実施形態の工夫などのさまざまな取り組みが必要とされ、さらに学校の取り組みだけでなく地域のスポーツクラブなどとの連携や地域のスポーツ指導者の活用など、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境整備を進めることが示されております。

このような現状を踏まえ、学校の部活動の充実に向けた取り組みとして、これまでの学校単位の運動部活動と、地域のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブとの連携などの方策について、先進事例などを参考にしながら調査研究を行ってまいります。

さらに、柴田町における総合型地域スポーツクラブは取り組みが動き出したばかりであり、組織面、人材面、資金面でさらなる強化が必要となっておりますので、充実に向けた取り組みについて検討してまいります。

4点目、部活動指導員の活用についてです。部活動指導員は、教員の負担軽減と活動の質を高めるために、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などを行うことを職務として、平成29年4月に学校教育法施行規則の改正により新たに制度化されたものです。部活動指導員は町教育委員会が任用し、特別職非常勤職員の身分を有する者で、校長の監督を受け部活動の技術指導を行い、大会への引率や顧問として職務に従事します。

従来の外部指導者のような生徒への技術指導だけとは違い、責任を伴う職務を行うこととなるため、今後、学校や保護者などからの意見や部活動指導員制度を導入している自治体の事例を参考に、導入に向けて体制整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 桜場政行君、再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 先生方の超過勤務に関してちょっと何度か質問させていただきたいと思

います。

文部科学省で教員の勤務実態の実証分析を28年度から29年度の2カ年、実施しているはずなんです。30年度の超過勤務の平均が月だと56時間という数字、先ほど聞きましたけれども、28年、29年の中学校の先生方でいいんですけども平均超過勤務、わかるんでしたら教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。29年度は把握しておりますので、29年度は1人当たり月45時間になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 私が勝手に想像していたのは、29年度よりは30年度のほうの超過勤務が若干減っているのかなと想像していたんですよね。これがまた基本的に文部科学省のほうでは超過勤務に関しては結構目指すところがあって、校長先生を筆頭に先生方の超過勤務、減らすという方向でいたんですけど、じゃ、確認ですけども、29年度に比べると30年度がふえたというのは、一体どこに要因があるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 実際に働き方改革ということで学校のほうでもいろいろな工夫をしていただいているかと思えます。ただ、やはり学校の中で生徒のいろんな問題が発生すれば、そういうことで急激に時間がふえてしまう、対応に時間がふえてしまうということもあって、なかなか学校の現場においてその働き方改革で会議を短くしたり部活動での休養日を設けたりということはやっておりますが、部活動だけではなく、その他もろもろのことでやっぱり時間がふえてしまったというのが30年度だったと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 先生方の時間外の手当は当然、例外を抜いてはつかないですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教職員に関しては、時間外手当という制度はありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） ということは、私が大きなテーマにしているのは部活動なんですけど、実は部活動に要する超過勤務というのは、先生方が日ごろやっている、例えば事前の学習とか生徒指導とか諸証簿みたいなもの、結局県の教育委員とか町の教育委員、その他を想像すると、実際は部活の時間の超過勤務というのは、先生たちの全体からすると実はわずかなんだよ

という話はちょっと聞いたことはあるんですよ。ただし、要するに超過時間というのは、基本的にはボランティアという形にはなるんですよ。ボランティアという形が正しいのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教職員の給与体系においては、時間外、先生方の勤務が時間外ということではかれない部分の仕事の仕方があるという部分で、逆に時間外手当はありませんが給与のほうでその分、加算をされているという制度になっておりますので、ボランティアということではないのではないかなと思うんですが、そういう手当てではありませんが給与のほうで手当てがされている部分があるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 正しい数字かどうかわかりませんが、本来の公務員に比べたら教職員の給料は若干2%ぐらい高いような話は聞いていましたのでわかりました。ただ、柴田町の教育委員会として、今回は小学校は置いておいて中学校にこだわらせてもらいますけれども、目指すところの超過勤務というのは月何時間を目指しているんでしょうか、今後。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回国のほうでも打ち出しておりますが、月45時間ということで今後、そこは目指していきたいと思っております。そのため、今年度から勤怠システムということで先生方が朝、学校に何時に来て何時に学校を出たという部分を機械的に判断できる形でシステムを導入しておりますので、現実的に数値としては、元年度、実際の先生方の勤務形態が数字であらわれるのではないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今、課長、お話があったとおり、文部科学省の時間外勤務の上限を原則月45時間とする指針案を公表しておいて、来年度に適用を目指しているという話が出ています。実際、30年度、先生方の45時間を超過した先生方というのは何名ぐらいおられたんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平均で56時間ということでちょっと平均でしかつかんではおりません。ただ、80時間を超える教員の方ということでは報告はございますが、やっぱり1人当たり平均この56時間ということで、全くしない方ととにかく多くやった方ということではなくて、中学校の先生方においては、やっぱり平均的な勤務時間、時間外をされているという方が多いのかなとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） ここでお話をしたかったのは、やっぱり超過勤務ゼロというのは、先生方は恐らくどう考えても無理なような現状があるということです。だとしたら、先生方の超過勤務を減らすにはどうしたらいいかという、先ほど言ったように、どうしても先生方がやらなきゃならないというのが絶対あるわけですよ。どうしても超過勤務を減らすんだったら、例えばきのう話題になったクリーン作戦に中学生とかが参加する、やめてください。小学校でやらせるんだったら、例えばさくらマラソンに2つの小学校が出た。そのときも先生方がついてきます。やめてください。それぞれの小学校、中学校なんかで行事をやっています。例えば文化祭だ、親子運動会だ、そういったものも基本的にはカットしなければ、何か先生方の時間外をなかなか減らすことができないというのをこの場で確認したかったんです。課長、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 国の文部科学省のほうでも働き方改革に伴って教員が行うべき仕事、教員が担わなくてもいい仕事、今回区分をされております。その中で部活動に関しては基本的には学校の業務ですけれども、必ずしも教師が担う必要のない業務というふうな形では区分はされております。現実には、例えば登下校時の生徒の見守り等、そういうものは先生方が担う必要はないと言われております。ただ、児童生徒を預かる先生方においては、担う必要はないですよと言われても、やはり現場においては先生方はそこは割り切るという部分はなかなか難しいのかなとは思っています。ただ、今後、やはりこういう指針が示されておりますので、教育委員会の中でもここは検討していかなければならないのかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町民会議であいさつ運動などをしているわけですが、大変うれしいことに昨年、29年度からかな、船迫中学校の生徒が船迫小学校に行って挨拶をし始めた、生徒会が中心になって。それと、船岡中学校が東船岡小学校と船岡小学校にあいさつ運動に来てくれる。そのときは引率の先生方が、船中の場合は3名ぐらい、校長先生も来るので4名ぐらいなんです。その段階で生徒たちは大体7時20分ぐらいには来ていますので、そこに先生が来ているというのは、5時15分まで学校に残っていたら、それだけでももう時間だろうと思いがらも、そういったすばらしいことは、やっぱりやめてほしくないというのがありまして、言いたいことは、だから削られるものは削ろうということで今回、ちょっと質問させてもらっているわけです。

それでは、2つ目の確認をしますね。本町の部活動はガイドラインに準じて活動を行っているとは思っていましたが、そのとおりガイドラインに準じて活動を行っていますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 国においてガイドラインを示されまして、各教育委員会においても町独自で部活動での指導ガイドラインを策定することということでなっております。町教育委員会としても、30年度に校長会等において協議をしていただいて部活動ガイドラインを決定しております。31年4月1日から本施行ということで行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） その部活に対するガイドライン、私が通告で出した内容で正しいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） おおむね柴田町もこのガイドラインに従って部活動を行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） それでは、外部指導者に対してお伺いしたいと思います。外部指導者の場合は、1校当たり3人を限度として任用というか、お願いをできるという範囲になっていますが、先ほどの3中学校を見たら、2カ年で3名の2名の2名ということで枠が結構あいているんですね。部活の外部指導員というのは、先生方たちがしっかりと指導できるという範囲であれば、別にさほど問題はないと思うんです。

ただ、やっぱり先生によっては体育以外の先生で今までやったことがない種目の運動部の顧問になって大変困っている先生たちも中にはいるはずなんです。ただし、柴田町の中学校の教職員の人たちは、先生方がすばらしいサポートをしてくれるのでそういった連携をとりながら一生懸命やっているという話を聞きましたけれども、外部指導員がこの程度でおさまっているのはどうなのでしょう。先生たちが十分できるからこの人数、3名、2名、2名ということなんですけど、この人数なのか、もしくは外部指導員を頼む、何というか、コネとか、要するに人がいないから頼めなかったのか、その辺はどんな状況になっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 運動部活動の外部指導者なんですが、こちら先ほど教育長のほうから答弁させていただきましたが県の事業になります。それぞれ県のほうで予算の枠を持っておりまして、例えば令和元年度においては各校1人、1校当たり1人ということでそれぞれ県

のほうの予算において限度が設定をされております。そういうことで、まずは県のほうの事業なものですから県の要綱等に従ってこちらは申請をしている状況になります。

あと、それから今、議員言われたような形で実際に外部指導者を頼める方というのが限られてきます。そういう意味もあって、足りているか足りていないかというよりは、まず予算的な、県のほうの予算的な制約のもと、それから各学校でお願いできる方がやはり限られるという部分があってこういう数字になっているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 外部指導員の謝金というか、報酬はお幾らになりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 1回当たり1,500円ということで、謝金ですのでこの金額になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 上限も決まっていますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 謝金対象となる指導回数ということで、年間、30年度は25回までということがあったんですが、元年度は20回ということで、やはりこれも予算の関係で減っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 25時間からまた20時間に下がったということ、これはしょうがないけど。ちょっと改めてお聞きしたいんですけども、外部指導者だけでは、要するに練習試合等での引率関係での試合というのはできるものなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） あくまでも技術指導ということですので、生徒を引率してという部分に関しては、やはり顧問の先生がそこは担う形になるかと思えます。ただ、同行して指導することはできると思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうなんですよね。外部指導者だけでは対外試合に顧問の先生がいなければできない。もちろん、中総体の大会なんかも顧問の先生がいなければ、外部指導者ではできないということになっているんですよね。

じゃ、改めて外部指導者に教育委員会として求めることというのは一体何でしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） やはり外部指導者の場合、経験者であり、スポーツ少年団等でのコーチ等の経験もある方ですので、やはり生徒に対する技術指導、技術の向上という部分を一番期待する部分であります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 外部指導者がいることによって顧問の先生たちは、やっぱりある程度、いるかないかでは指導の方法も時間的にも、体的にもというのかな、何といたしましょうか、外部指導員の役割というのは大きいとは思いませんか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） やはり中学校の部活動の顧問の先生の中には、そのスポーツを経験したかしていないかという、50%くらいです、経験しているのは。そうしますと、経験していない顧問にとっては外部指導者が専門的な技術を生徒に指導できるという部分は非常に大きいかと思えます。実際ただ顧問が外部指導者に任せっきりというのもまたできないことですので、そういう意味では技術指導をしていただけるのは非常に大きなところだと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） どんどん行きますね。次がスポーツクラブとの連携ということでお話しします。私の通告の書き方だと、どうしても中学校の練習だけではもっとレベルを上げる、強くなるような書き方をしていましたけれども、それも含めてなんですけれども、実は本当にやってほしいことは実はこういうことなんですけれども、スポーツ庁の平成29年度全国体力・運動能力、そして、運動習慣等調査、平成30年2月公表では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%とされています。中でもゼロ分、全く運動していない割合が13.6%だったという数字なんです。約2割の生徒がもうほとんど部活しなければ、うちに帰っても運動をしていない女子がいる。

その中で、またスポーツ庁の29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の平成30年2月公表、同じなんですけど、それでは運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、または文化部に所属していると答えた中学2年生が、運動部活動に参加する条件はというアンケートをとった結果、好きな興味のある運動やスポーツを行うことができるということで女子が59.1%、それと友達と楽しめる、これが女子で60.4%、自分のペースで行うことができるということで53.8%という上位の数字があったんですよ。やっぱりこの3つの項目というのは、どうしても部活動ではなかなかできないことなので、こういうことも総合型でできればやれない

のかなと私は今回思ったんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 総合型地域スポーツクラブなので私から説明させていただきます。

事例で申し上げますと、長野市立東北中学校、ここの中学校の女子バスケット部の例なんですけれども、3年生が引退して1、2年生でチームができないということで、その地区にある総合型地域スポーツクラブ、これはバスケットボールのスポーツ少年団が核となったクラブなんですけれども、ここに相談しに校長が行きまして、クラブで部活動面倒見ましょうと。そのかわり、部外コーチは全部クラブの中の役員でやりましょうと。ただし、先生がもし教えるのであれば、クラブの会員になってもらいますと。あと、子どもたちは全員クラブの会員になっていただくということで始めたそうです。毎日来る子、それから週3日ぐらいだったら行かれるということでそのバスケットボールの女子のチームはうまく回っているという事例がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） ということは、柴田町の総合型スポーツクラブでもそういった事例を参考にして、実は私も総合型、少し絡んでいてほとんどの方がボランティアでやっている、中心となる施設も今ないような状況なんですけれども、やっぱりあしたやりなさい、あさってやりたいという話じゃないんですけどね、そういった動き方も必要だと思う。もしくはこの総合型が立ち上がったときに運動は結局自分たちがやるだけじゃなくて目で楽しめるということで、女子サッカーなんかも、角田市の陸上競技場あたりでやったのを募ったら多くの方たちが親子連れで参加しているんですよ。

私も含めてなんですけれども、そういった総合型の動きもぜひやってほしいなと思うんですけど、事例がありますだけじゃなくて、課長のほうから総合型のほうにちょっと声をかける、もしくは、総合型は運営費としてスポーツクラブマネジャーの240万円の補助金をもらっていますけれども、確かに繰り越しは100ちょいぐらいありますけど、やっぱりボランティアでやっている中なので、新しい事業を起こすときに多少運営費の補助とかに関しては上積みになる可能性もあると思うんです。中学生とかを募集かけてまともな参加料というのも取ることができないんでね、その辺も含めてお聞きしたいんですけれども、これはそういった中学生とか、もしくは小学生に向けた新しい事業を取り組んだときに、もちろん、参加費はただではございません。差額なんかというのは、そういった事業を起こしたときに多少、町のほうとしては事

業の内容も精査しなきゃいけないと思いますけれども、どうなんでしょうか、そういうときには協力はしてもらえるものかどうかお聞きしたいんですけども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 両方の立場で答弁苦しいんですけども、今、柴田町の総合型地域スポーツクラブは、小学生1年生から3年生を対象にスポーツ体験の教室をやっています。この中身につきましてはスポーツ少年団の指導者が来まして、野球やらバスケット、空手、タグラグビーなどの種目をやりまして、4年生になったらスポーツ少年団に入りましょうねという事業です。幾つかの子どもたちがスポーツ少年団で活躍していますけれども、このほかに中学生を対象とした教室も1つは考えられると思います。というのは、中学校によっては部活のない種目も出てきていますので、その辺を狙った教室なんかも開催すると少しおもしろいのかな。

でも、なかなか子どもたちに3,000円の会費、それから参加費についても多分数千円になると思いますけれども、この辺をどうするかは運営委員会で話し合いながら、大人たちの事業の中でうまくそこを捻出して子どもたちには負担を軽減するとか、それは運営委員会で話してどういった種目ができるのか、今後、運営委員会の中で話し合って新しい柴田町の地域総合型地域スポーツクラブができればいいなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問というよりも経費のこと、ありましたよね。答えられないような気もするんですが、いかがでしょう。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 総合型地域スポーツクラブにつきましては、経費につきましては先ほど桜場議員申されました240万円のアシスタントマネジャーの賃金分、あと運営につきましては会員の会費、それから参加費で運営するものですので、ここに関してはクラブの事業としてやる場合には町としての予算的な手だてはないというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 総合型の考え方、課長の話聞いて理解をしました。

ここでちょっと教育委員会のほうにお願いしたいんですけども、改めて柴田町の小学校、中学校の児童生徒に今述べたような1週間の総運動量が60分未満の児童生徒がどの程度いるか、そのアンケートをとってもらって、それはもちろん、執行部もデータというのはもちろん利用できると思いますけど、これを総合型のほうにそのデータもいただくことというのはできないものですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 済みません。ちょっとはっきりは思い出せないんですが、児童生徒の生活状況調査的なものが宮城県のほうにおいても行われております。いろんな家に帰ってからのどういう過ごし方をしているかとか、そういうことで調査があったものですから、その中にそういうふうな形で時間の使い方があったのかなと思うので、そういうものが活用できれば、そういう数字が出るのかとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） もしそういう数字が出たら総合型のほうにもその数字をいただければと思います。

それで、運動部指導員に関してなんですけれども、平成30年の7月に宮城県の教育委員会から部活動指導員の採用についてのアンケート調査があったと思うんです。アンケートの内容と本町の回答を聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 済みません。はっきりとそのときの回答が今、持ってはおりませんので、ただ、当時、まだ29年に国のほうで施行規則を改正して制度化された状態で、その当時はまだ外部指導者ということで柴田町としては考えておりました。ですので、検討ということで回答しているかと思うんですが、ちょっとはっきりとは今、持っておりませんのでお答えできないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） この運動部指導員には報酬がありますよね。国、県、市町村、3分の1ずつということで。国のほうはしっかりと中身が決まっているんですけれども、県のほうの内容がまだはっきりしていないようで、その県の運動部指導員の進捗状況はどのような状況になっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 宮城県においては、外部指導者ということで制度化されておりました、今現在ですね。それで、部活動指導員が創設されて、国のほうで、宮城県とすれば、令和2年度まで外部指導者としての各市町村への派遣ということでは考えていると。令和3年度以降に関しては、外部指導者をなくして各市町村で部活動指導員への移行ということでのお話は今、受けております。ですので、実際来年度までしか外部指導者としての活用ができないものですから、今後、町としても部活動指導員ということで検討してまいります。今、国の予算に関しては国3分の1、県3分の1、町3分の1ということでの体系になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 令和3年から県としては部活動指導員という形で任用する形で考えているということ。ということは、本当に丸々約2年間あるというわけですね。この運動部指導員に関しては、例えば中総体の大会、郡の大会に参加するにしても、県の大会に参加するにしても、規則とかを改正しなきゃいけないんですね。たまたま運動指導員になればいいんですよ、先生方がいなくても引率して試合に出られますよ、そんなふうには流れているけれども、ここには必ず規約の改則が必要ということがあるんで、なかなか私も周りのちょっとほかの市町村に聞いてみたら、なかなかこちらが進んでいなかった。もちろん、県が令和3年からということだったので進んでいないのが今、わかりましたけれども、ただし、こういった会則は柴田郡、もしくは宮城県も令和3年にこういった形で部活動指導員を任用しますということになれば、いち早くどんどん改則を進めていかなきゃいけないし、中体連、それこそ県、郡の中体連のほうにそういった規則の改則なんかも進めていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺は例えば柴田町の教育委員会が先頭切って規約の会則を変えるという形で動いていただければ、大変うれしい話なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 部活動指導員の導入に関して、今後、検討していくということでお答えしたんですが、実は今年度より白石市で部活動指導員を取り入れております。ですので、まず白石市の状況等を調査させていただいてそういう先進自治体、あと宮城県においても県立二華中や古川黎明中でやはり部活動指導者ということで県立学校において採用している、導入をしているという状況がございますので、そういう先進事例を確認をしながら規則等の改正も含め今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） もう一度確認しますね。報酬というのはまだ決まっていないという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 規則のほうで部活動指導員ということで特別職の非常勤職員に当たると先ほど回答させていただきました。ただ、国のほうにおいて来年度から会計年度任用職員ということで臨時職員なり非常勤職員の任用の仕方が変わると、報酬、給与等も変わるということで、会計年度任用職員にこの部活動指導者も当たるということになっておりますので、実際白石市のほうでは、今、1時間1,600円ということで任用されているようです。ですの

で、そういうことも含め会計年度任用職員ということでの賃金体系になるかと思しますので、その辺を含めながら検討していきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 県にお聞きすると、今のところはということですよ、今のところは勤務時間、要するに先ほど外部指導員、これは20時間ですよ。ところが、部活動指導員になった場合、210時間を大体考えているという話で、結構1,600掛ける210というと、結構三十何万円ぐらいの金額になるんです。ここで先ほど外部指導員もお話があったように、ほかの市町村ではなり手がいない、探すのが大変で、実は民間で外部指導員を募ってそこから派遣をしているというのが今の現状なんですね、東京とかやっているところは。

柴田町の場合は、例えば近くには、高校生はちょっと無理だと思うのでね、大学生がいますよね、仙台大。それで、昨年、議会懇談会で団体懇談会を仙台大学の先生方とお話をしました。理事長、学長、いろんな教授の方のお話を聞いたときに、学長だと思うんですけども、今の学生は、とにかくボランティアをして何とかやっている学生が多いし、今どき無償のボランティアはないので、とにかく有償のボランティアだったらできるという話を聞いたんです。そういった意味では、僕は部活動指導員というのは柴田町にはたくさんできそうな方がおられると思うんですけども、その辺は教育委員会としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まさしく仙台大の学生の皆さんには運動部の指導ということで現在も、やはりボランティアという形で各中学校のほうの部活動において指導していただいている状況はあります。ただ、学生を部活動指導者とするに関して、今度は学生も自分の部活動がありますので、その辺の時間の調整なりその辺もなかなか難しいのかなとは思っています。今は自分の時間が都合のつくときに学校に来ていただいて指導してもらっているという部分もありますので、これを制度化して部活動指導者ということでお願いできるかというのは、今後、検討の一つなのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） それに関してはスポーツ振興課が割と仙台大学の先生方、学生さんたちに近い動きをしているので、例えば今の大学1年生あたりに、実はこういう制度ができて、もしかして制度化されるんだみたいな話はお話をしてもらって、スポーツ振興課のほうでそういった学生たちに唾をつけるわけじゃないんですけども、各学校のアンケートをもらって、恐

らくこれも1校で約3名までと言われているんですけども、何か県の外部指導員の話を知ると、1中学校で1名ぐらいになる可能性はありますけれども、そういった中でも本当に困っている、種目を持った顧問の先生が困っているとか、その辺は事前にちゃんとお話を聞いて、スムーズに令和3年に部活動指導員ができるようにスポーツ振興課の職員の方たちが仙台大に足しげく通って情報を収集するというのはできますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 制度化されて説明ができるようになりましたら、大学に行き先生方やその関係者に話すことはできると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 部活動指導員の研修内容と学校による研修、これたくさんあります。2年あるんじゃないかと、この辺はどんどん進めていって令和3年から始まるんだぞという勢いで教育委員会のほうにどんどん進んでいただきたいと思います。

1 問目に質問した先生方の時間超過というのは、私が調べる段階では今の段階でなかなか削れない状況にあります。部活も部活動指導員を採用したからといってどの程度、削減になるかわかりませんが、国がそういった形で制度化して進めている制度なので、ましてや大学生だって未来先生は勉強のほうで、または体育の先生になる方たちは部活動指導員である程度、そういった経験を積んだ上でと教員採用試験にも生かせると思いますので、その辺は積極的に取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

午後3時46分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 12番 森 淑 子

署名議員 13番 広 沢 真